

議事日程第2号

令和5年9月14日（木曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問（1番～6番）

町長の施政方針（所信表明）に対する質問（1番、2番）

出席議員（12名）

議長 大 沢 まり子	1番 鈴 木 篤 志	2番 広 川 大 介
3番 山 田 徹	5番 可 児 さとみ	6番 鈴 木 秀 和
7番 清 水 亮 太	8番 奥 村 悟	9番 伏 屋 光 幸
10番 高 山 由 行	11番 岡 本 隆 子	12番 谷 口 鈴 男

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 辺 幸 伸	教 育 長 奥 村 恒 也
総 務 部 長 各 務 元 規	民 生 部 長 中 村 治 彦
建 設 部 長 早 川 均	企 画 調 整 担 当 参 事 田 中 克 典
教 育 参 事 兼 学 校 教 育 課 長 筒 井 幹 次	総 務 防 災 課 長 古 川 孝
企 画 課 長 山 田 敏 寛	環 境 モ デ ル 都 市 推 進 室 長 兼 ま ち づ く り 課 長 金 子 文 仁
亜 炭 鉱 廃 坑 対 策 室 長 木 村 公 彦	税 務 課 長 丸 山 浩 史
住 民 環 境 課 長 高 木 雅 春	保 険 長 寿 課 長 大 久 保 嘉 博
福 祉 課 長 日 比 野 浩 士	農 林 課 長 渡 辺 一 直
上 下 水 道 課 長 可 児 英 治	建 設 課 長 石 原 昭 治
会 計 管 理 者 塚 本 政 文	生 涯 学 習 課 長 日 比 野 克 彦

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 土 谷 浩 輝	議 会 事 務 局 書 記 井 戸 芳 枝
----------------	-----------------------

開議の宣告

議長（大沢まり子君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

なお、本日の会議はインターネット配信用にビデオカメラによる撮影をいたしますので御了承ください。

なお、岐阜新聞社様、読売新聞社様、名古屋テレビ岐阜支社様、NHK岐阜様、朝日新聞岐阜東部支局様、ジャーナリスト 井澤宏明様より撮影の依頼がありましたので、これを許可いたします。

会議録署名議員の指名

議長（大沢まり子君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、6 番 鈴木秀和君、7 番 清水亮太君の 2 名を指名いたします。

一般質問及び町長の施政方針（所信表明）に対する質問

議長（大沢まり子君）

日程第 2、一般質問及び町長の施政方針（所信表明）に対する質問を行います。

町政一般に対する質問と町長の施政方針（所信表明）に対する質問の通告がありましたので、一般質問の受付順序に従って発言を許可いたします。

一般質問と施政方針（所信表明）に対する質問がある方は、一般質問の後に町長の施政方針（所信表明）に対する質問を行ってください。

なお、申合せにより、一般質問の上限時間を60分、町長への施政方針（所信表明）に対する質問時間の上限時間を20分と決めさせていただきました。質問、答弁とも簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

それでは、一般質問を行います。

6 番 鈴木秀和君。

質問は、一問一答方式とパネルを用いての質問の申出がありましたので、これを許可いたします。

6 番（鈴木秀和君）

初めての一般質問ということで少々緊張しております。御迷惑をかけないように進めたく、よろしくお願いします。

今回の町長選挙前の新聞の見出しを覚えておられますか。リニア残土や新庁舎問題残し現職引退へ、あるいは残る課題、リニア残土、新庁舎と、御嵩町が直面する課題はリニア残土問題、新庁舎問題の2つとの報道でした。

私も、この2つの問題を何とかしなければいけないとの思いで立候補し、この場に立っておりますので、主にこの2つの課題について私の提案も含め質問いたします。

1つ目が、リニア残土問題です。

リニアそのものに問題がないわけではありません。例えば、リニアは磁力で車両を浮かせて走行させることから、新幹線の3から4倍と言われる膨大な電気を必要とします。また、ルート86%以上がトンネルであり、万一地震等で停車した場合、脱出できるのか、閉じ込められないのかなどの問題が指摘されています。

一方、最高速度505キロ、名古屋ー東京間を40分程度で結ぶ夢のような話でもあります。岐阜県内では、中津川、恵那、瑞浪、御嵩町、可児、多治見と通過するルートで、長さは約55キロ、やはり88%がトンネルです。

御嵩町においては、国道21号線、鬼岩公園から土岐へ抜ける坂道の途中辺りから久々利方面に御嵩町の南東部を東西に約4キロ、押山川を渡る橋梁部分を除いてトンネルで通過します。一部配付した方もいるかもしれませんが、御嵩町は伏見から上之郷に向かってばっと広がっているところです。その右下ですね、南東部、この部分を4キロ通過していくということで、町の中から見ると結構山の中のほうを通過していくねという感じがあるんだと思います。皆さんも、当たっている方もいるかもしれませんが、御嵩町の南東部を4キロ通過します。押山川と木屋洞川に囲まれた部分に残土を置こうという話でございます。

御嵩町のリニア問題は、リニア建設そのものに反対ということではありません。トンネル残土を上之郷美佐野地区の山の中に、最大約80メートル盛り土して残土の恒久処分場にしたいとJR東海が御嵩町に申し入れ、前町長が受入れを前提に協議すると回答したところにあります。

この残土の中には、環境基準を超える鉛、ヒ素、フッ素などの重金属、あるいは東海環状道路の久々利トンネル工事で20年くらい前に大問題を起こした黄鉄鉱を含むpH3.5以下の酸性土などが含まれます。これらの土を要対策土と呼んでいますが、この要対策土を遮水シートに包んで盛土の中に埋め殺ししようとする計画で、その盛土の全量は約90万立方メートル、東京ドーム1個分に近い量です。美佐野の山の中で直接見えないこともあり、大した問題と捉えていない感もありますが、もし地震等の災害でこの要対策土を包むシートが破れれば、重金属、

酸性土は可児川に流れ出し、下流を汚染します。また、盛土そのものが崩れれば土石流となって下流の民家に到達するなど、実はすごく身近な大きな問題なんです。

さらに、残土処分場にしようとしている場所は、環境省が生物多様性の観点から保全すべき重要湿地に選定した場所です。国際会議などで2030年までに生物多様性の損失を止めるため陸と海の30%以上を保全することが約束されました。法的規制はないとはいえ、この残土処分場計画は国際的な生物多様性の取組に逆行するものです。

また、日本生態学会、日本野鳥の会などからは、動植物の保護保全の観点から処分場計画見直しの要望書が公表されるなど、美佐野ハナノキ湿地群は御嵩町が授かった貴重な自然財産であり、残土処分場にしてはいけない場所だと思います。

説明が少し長くなりましたが、リニア残土問題についての質問です。

J R東海は、残土を持ち出す先がないわけではない、環境負荷を考えてここに置きたいと説明しています。そして、地元の理解が得られなければ持ち出しますとも発言してきました。前町長も、持ち出す先があれば持ち出してほしい、私だってウエルカムではない、御嵩町にとってメリットはないと発言されています。ここに残土を置かないとリニアのトンネルが掘れないわけではありません。当該地は環境省が定める重要湿地であり、6回のフォーラムで盛土等の安全性は確認できなかったことから、地元上之郷は16自治会の総意として本処分計画に反対を表明されました。

我々町民が知り得たこれらの事実を踏まえれば、当地に残土を置きたいとのJ R申入れについては、御嵩町としては地元の理解が得られないことから受け入れられない、持ち出す先があるのですから持ち出してくださいと回答すれば済む話だと思うのですが、町長いかがでしょうか。

先ほど、前町長の発言の一部を紹介しましたが、本件に関し、前町長からどのような引継ぎをされましたでしょうか。特に、受入れ前提の真意、理由についてどのような説明を受けられましたか。

町長は、選挙中、重点課題である庁舎、リニア残土の速やかな検証・提案を行う、特にリニア残土はゼロベースで地元と対話すると言っておられました。また、地元に寄り添うとのコメントや、ある集会において要対策土は持ち出すとの発言もあったように聞いております。リニア残土問題について、町長の考え、今後の進め方等についてお聞かせください。

リニアと庁舎について、もう一つ続けて、庁舎について質問します。

町長は、マニフェストの中で新庁舎計画について現計画の見直しを行うと言われていますが、これまでの検討内容を参考としながらも移転も含めた計画全体を見直すと理解してよろしいでしょうか。

箱物を造るというのは、すごく難しいプロジェクトだと思います。私も、会社員時代に本社ビル建設プロジェクトに携わり、相当大規模な本社ビルを建設しましたが、その後のバブル崩壊、業界の再編等を経て10年ほどで、今も建物は存在していますが、もともと期待した役割を終える結果となってしまいました。町長も、最近まで県庁舎建設という大プロジェクトに携われてきたのでお分かりいただけるのではないかと思います。

新庁舎の計画の見直しに当たって、私からの提案です。

まず、現庁舎の耐震対策を急いで行うべきです。計画の方向が決まるまで、来庁者、職員の方々を地震の危険にさらしておくわけにはいきません。現庁舎の耐震にお金をかけ、また新庁舎でお金を使うのはもったいないと言われる方もいますが、命の問題です。非耐震の建物は、急ぎ耐震化するのが当然の対策です。完璧な耐震は難しいかもしれませんが、現庁舎の構造耐震指標及び保有水平耐力などを改善し、地震時にすぐに倒壊しない、避難できる時間が確保できるような耐震改修を最優先で実施すべきと考えます。

次に、計画の見直しについてですが、私は今の計画は事業費が大き過ぎること、計画地は浸水想定区域であり適切ではないと主張してまいりました。78億円の事業費には、亜炭鉱跡空洞の充填費用は含まれていません。現庁舎は既に充填済みなのに、新庁舎のために別途3.7ヘクタール分もの充填予算を使うのはいかがなものかと思います。対策予算には限りがあります。未実施の住宅エリアに優先して使うべきではありませんか。

新庁舎の借入金返済、年間約8,800万円と説明されていますが、それだけではありません。2019年の新庁舎基本計画書の32ページ、20年間の維持修繕管理費等、ライフサイクルコストとして新庁舎のみで約20億円見込まれると書かれています。つまり、借入金返済以外にさらに年1億円の支出が必要なのです。

最近の豪雨は異常と言わざるを得ません。旧21号線沿いの高台に、役場、学校、公民館など公共施設を造ってきたのは水害に対する先人の知恵だと思います。また、最近のウクライナでの戦争の影響を考えると、日本の食料自給率の低さは危ういと思います。農地を減らすのは、自ら食料自給を放棄することになりませんか。

以上、私の意見を述べてきましたが、本件については多種多様な意見が出てきます。簡単には進められないと思います。その点からも、先ほど申し上げたとおり、まずは現庁舎の耐震化を最優先で実施すべきと考えますがいかがでしょう。庁舎計画の見直しについて、具体的な手順、タイムスケジュールなど、町長のお考えをお聞かせください。以上です。

議長（大沢まり子君）

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

初めに、リニア中央新幹線の意義から、私の認識をお答えさせていただきます。

リニア建設は、東京から名古屋、大阪の3大都市を結ぶ巨大な経済都市圏が誕生する国家的なプロジェクトでございます。東京から名古屋間を最速40分で結ぶ高速化のほか、東海道新幹線の過密ダイヤの解消や将来の経年劣化対策になること、また災害時に備え、我が国の大動脈輸送の二重化が図られること、超電導による浮上走行といった革新的先端技術の維持など、その効果は国全体に及ぶものと考えられます。この岐阜県といたしましても、着工が始まった岐阜県駅の存在や中部総合車両基地が設置され、産業振興や雇用効果などが見込まれる一大事業でございます。

本町は、リニア岐阜県期成同盟会の一員として、国や県、沿線市民、市長と過去一貫して皆様の御期待に沿うべく早期の事業推進を働きかけ続けてまいりましたが、地元町民の皆様方もリニア建設事業の早期推進を求める点におきましては、本町の立場を御理解いただき、共に一致しているものと認識をしております。

御嵩町を通過するリニアは、そのほとんどがトンネル内にありまして、美濃加茂の坑口からは約90万立方メートルの発生土が生じる計画となっております。したがって、この発生土の存在を前提としてリニア建設事業の早期推進と一緒に考える必要があるわけでございますが、J R 東海は昨年度のフォーラムを通じて要対策土であろうと基準値内の土であろうと坑口の近くで処分をさせてほしいというのが基本的な考えであり、どこであってもそれは統一している。要対策土も安全に管理できるという考えの下、御嵩町にはこの一帯で要対策土も基準値内の土も全て置かしてもらいたいといった考えを示しており、今もこの考えに変わりがないことを確認しております。

J R 東海が計画地の一部の民有地を取得し、事業用地化を進めていることや、計画に伴う重要湿地の保全の在り方を検討すべきであるなど、周囲の状況にも変化が生じてきております。また、発生土をいずれかに持ち出す場合には、坑口付近に滞留しないよう一時置場の新たな整備や、搬出による生活環境への影響及び理解など、未確認または検討されていない論点も幾つか考えられます。

このような状況を踏まえたと、議員御指摘のとおり、J R 東海に回答すれば済むという話ではなく、しっかり地元と対話し、協議に臨む理解や合意を経てJ R 東海と交渉する必要があるというふうに考えております。

次に、前町長から私への本件に関する引継ぎの有無について御質問がございましたが、取り立てた申し送りなどは特に聞いておりません。したがって、受入れ前提で協議に入るとされたシーンや理由、このものは、前町長が御自身でお考えになられ、思慮されたその判断をフォーラムその他で説明されたことが全てではないかというふうに思います。

最後に、今後の進め方についてお答えいたします。

本件につきましては、選挙中から地元の皆さん方を中心に、受入れ前提に協議に入ることを唐突に聞かされた、私たちの意見が聞かれない、結論ありきの協議で納得できないといった声を繰り返しお聞きいたしました。この声は今でも続いております。フォーラム終了後も、このような反対や懸念が表明される中、地元の理解や合意なくしてはＪＲ東海と協議できる状況にはなれない、そういった思いから、ゼロベースで地元と対話し、地元の理解・合意を経てＪＲ東海と交渉することを公約に掲げさせていただきました。

お約束いたしましたとおり、要対策土について受入れ前提で協議を進めてきたこれまでの方針は、前提を伴わずゼロベースで町民との対話により協議を進める方針へと見直しをいたしていきます。

町長就任後、この方針に沿って、これまでに計画地を直接歩いて現地を確認いたしました。また、地元である上之郷地区リニアトンネル残土を考える会とＪＲ東海双方と面談し、おののから御意見及び説明を聞かせていただきました。現在、車座懇談会を各地、各団体とも行っているところでございますが、この場などでも幅広く御意見をお聞かせいただいたらと思う次第でございます。

ＪＲ東海と町との協議内容は皆様に御理解いただけるものにすることが必要であるため、反対や懸念、対策に係る評価等、多方面から集約して解決に向けて協議できる合意点を整理する必要があると考えております。

そこで、有識者と考える会や地元住民、公募による町民、その他関係者などで構成いたします御嵩町リニア発生土置場計画審議会を早急に立ち上げ、計画の安全性や自然環境、生活環境の保全など、合意に向けて徹底的に御審議いただく場を設けまして答申いただくこととしたいと考えております。審議会委員の人選等についてはこれから検討してまいります、選定の方法や理由など、しかるべく時期に透明性をもってお示しをしたいと思っております。

なお、審議会には答申をいただき、それを踏まえて判断させていただき、町とＪＲ東海との協議は当然それ以降になるというふうに考えております。本審議会の立ち上げに必要な条例案と補正予算案は、今定例会に諮らせていただきましたので、議員の皆様方には御審議のほどよろしく願いいたします。

続きまして、新庁舎計画についての１点目の御質問、来庁者・職員の安全確保の観点から非耐震である現庁舎の耐震化を最優先で実施すべきと考えるがについて御答弁申し上げます。

来庁者をはじめ、そこに働く職員の命が危険にさらされている現状については大変危惧しております。議員御指摘のとおり、これは命の問題でございまして、現庁舎の耐震化も含めた様々な対策について早急に考えなければならない問題であると認識をしております。

平成24年度に実施した耐震診断では、I s 値0.21という極めて低い数値が示され、これに基づく耐震改修計画では約6億円の工事費が必要であると当時積算されているところでございますが、現在の物価上昇等を考慮した場合、当時より相当程度工事費が増額しているのではないかと考えております。

一方、現庁舎敷地の防災上のリスクについて考察した場合、議員も御承知のとおり、1,000年確率による浸水ハザードマップでは、最大で3メートルの浸水が想定される区域となっております。また、土砂災害ハザードマップでは敷地の一部が土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンに指定をされております。

現庁舎が抱える問題は、単に耐震化の問題だけではなく、ただいま御説明申し上げました敷地条件としての防災上のリスクも考慮しなければならないと思います。当然、それらの対策には相当の費用が必要となります。今後、仮に現庁舎の改修を目指す際にはどのレベルまでの耐震性能を求めるのか、どれだけの防災対策を講ずるのか、その間の仮設庁舎はどうするのか等々、多方面からの検討が必要であると考えております。

しかしながら、命の安全は何よりも優先すべき問題でございます。待ったなしの状態であることも認識をしております。新庁舎整備に向けた動きが膠着している今、命を守ることと新庁舎整備事業は切り離して考えていくことが必要であるというふうに思っております。

以上で、1点目の質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

続いて、2点目の御質問、新庁舎計画の見直しについて、手順、タイムスケジュール等、町長の考えを問うについて御答弁申し上げます。

新庁舎等整備の実現に向け、多くの時間と十分な議論を重ね、議会で決定していただいたこれまでのプロセスは大変重いものと受け止めております。また、その間には多くの町民、各種団体の関係者、有識者の皆様にも御参画いただき一緒になって取り組んできた経緯についても、尊重しなければならないものと認識をしております。

その中で、私自身、選挙戦を通じ、新庁舎事業に対する期待、不安、様々な御意見を伺ってきたところでございますが、多く聞こえてまいりましたのは事業費が高い、将来の財政が不安といった心配の声が多かったように感じております。事業に対する懸念や不信を放置したまま、このまま先に進めることはできません。

このため、新庁舎整備に当たり、町がこれまでに進めてきたプロセスの法的な裏づけ、予算規模や庁舎機能の考え方、あるいは防災やまちづくりとの整合性等々につきまして、まずは第三者委員会において検証するところから始めてまいりたいと考えております。あわせて、公約にも掲げております車座懇談会などでも町民の皆さんの思いや声を聞いてまいりたいと考えております。

なお、第三者委員会には年度内をめどに検証結果をまとめていただき、その結果報告に基づきまして、コロナ禍以降の世の中の変化を考慮し、改めて新庁舎に求める機能や規模感など多面的に検討してまいりたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上で、2点目の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

〔6番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

6番 鈴木秀和君。

6番（鈴木秀和君）

ありがとうございました。

まず、リニアについて2点、3点、質問させてください。

今、これまでずっといろいろリニアについても検討してきました。JRと議員の説明会、令和元年から3回、4回行われています。また、フォーラムも約1年かけてたくさん行われてきて、いろんな意見交換、確認事項をしてきました。これまで、そういう事象・事実がたくさんあるわけなんですけど、もう当然それを踏まえた上で新たな審議会ということで、ゼロベースと言われても積み重ねてきたものが随分ありますから、単純にゼロにするわけにはいかないと思うんですね。その辺をどうお考えになっているかというのを一つお聞かせください。

それからもう一つ、一番初めに申し上げましたけど、リニアそのものに反対しているわけではないですと。あくまでも、あそこに残土を置かないでくださいという部分に反対をしていますという申入れをしました。ただ、出てきたところに置きたいという意向は分かりますけど、ただ、多治見市など事例は御存じだろうと思うんですけど、全くそういうことはしていなくて、要対策土については無害化の工場に持っていっています。健全土については、いわゆる砂利を取った後の処分場に埋めています。決して、新たな盛土を造って埋めようということではないわけなんです。だから、一律にやってるわけではない。

特に、御嵩町においては国道21号線がすぐありますので、持ち出そうと思えば持ち出せます。持ち出す台数も1日500台です。あそこは1万台通りますので、交通量の増大で僅か5%なんです。それほど環境に影響するものではありません。そういうことを考えた上で、持ち出すほうがという結論になるんじゃないかという御提案をしました。その辺もよく、ぜひ御理解をいただきたいなと思います。

それから、最後に3点目、重要湿地ですが、重要湿地は大事であるということも町長おっしゃっていますが、今まで御嵩町自身が重要湿地についてどう考えているかという声を聞いたことがないんです、正直言います。JRがこう提案しているとか、そういう話は聞いていますが、御嵩町は環境モデル都市、環境基本条例、いろいろな条例とか組織を持っているわけな

んですが、どうもそれと逆行しているような気がして仕方がないので、重要湿地について御嵩町はどう考えるか、その以上3点、お答えいただければありがたいです。どうぞお願いします。

議長（大沢まり子君）

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

ありがとうございました。

3点御質問をいただきました。1点ずつお答えしたいと思います。

まず、様々な打合せ、フォーラム等を踏まえて、課題となる点、あるいは論点、そういったものがたくさん生じておるかと思えますけれども、それは認識をしておりますが、そういったことを踏まえてというか、それを度外視したゼロベースというのはということがございましたので、当然、今までいただきました御意見、それから課題等々を論点といたしまして、それについてしっかり議論していくということになりますので、今までフォーラム等で住民の方からもいただいた御意見も含めて、その中に入っております。当然それを前提に審議会の中で御議論いただくということになりますので、当然、課題は継承している形というふうに認識しております。

それから、2つ目でございます。

持ち出しの部分も含めて様々な環境負荷の問題もございますが、それらも含めて持ち出したほうがよいという考えもありますが、いかがかということかと思えますけれども、その点につきましても、当然審議会の中で御議論していく内容になってくるかと思えます。

先ほどこちよっと答弁した中にも、要対策土を例えば外に持ち出した場合に走るトラック量であるとか、そういったものが環境負荷にどれぐらい影響あるのかということも、新たな項目としてしっかりと議論していかなければならないですよということもお伝えいたしましたが、そういったことも含めて、それを踏まえた上での最終的な答申結果になるというふうに思っておりますので、その中でしっかり議論をしていきたいというふうに思っております。

それから、最後、重要湿地の件でございますが、町といたしましても生物多様性の重要性については認識しておりますし、理解をしているつもりでございます。町内にも、ある意味美佐野地区以外にも重要湿地というのは当然ございます。そういったところの、例えば保全とかという部分につきましても、これは部局がリニアということに限ったわけではございません、環境という分野になるかと思えますけれども、しっかり方針を持って進めていくべくものだというふうに認識をしておりますので、今後策定されます環境基本計画への盛り込み等も含めまして、その点も議論の対象になってくるかというふうに認識しております。以上でございます。

〔6 番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

6 番 鈴木秀和君。

6 番（鈴木秀和君）

ありがとうございます。

これから審議会を通して、先ほどお願いした部分というんですかね、検討すべき項目についても含めて検討するという御回答でしたのでお願いをしたいと思います。

リニアについては、御嵩町の町長ではありますけど、上之郷は地元でございますので、ぜひ地元の声・総意は重く受け止めて進めていただければと思います。

続きまして、新庁舎についてお尋ねします。2点質問します。

1つが、2015年に耐震化か建て替えかから始まったんですね、この話は。先ほど聞いていますと、ずっとそこまで遡ってというんですかね、そこも含めて、要するに耐震化か、建て替えか、現位置か、移転か、いわゆる10年前に戻ってしまうような感じになるんですけど、そこまで踏まえて第三者委員会を経て検討するという理解でよろしいんでしょうかということと、もう一つが、計画地については地主さんがたくさんおられますが、その辺、当然新庁舎を建てるよという前提で話が全体として進んでしまっていますので、いつ建つんだろうとか、もう農業を辞めてとかいろんな声が出ています。その辺の地主さんとの協議というのか、相談というのか、新町長はもうされたんでしょうかと、その2点について確認させてください。

議長（大沢まり子君）

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

新庁舎に関しまして、2点御質問をいただきました。

1点、まず2015年以来進んでおります新庁舎の検討につきまして、今の耐震の話から含めまして、その後、様々議論を経て今に至っているわけでございますけれども、今の第三者委員会の中で検証する案件といたしましては、当然そこも含んだ上で、当時の経緯、耐震性のあるなし云々から始めて進めていきたいと思っておりますので、そこは含んでまいります。

2つ目でございます。

新庁舎予定地の地主・地権者の方等もございますので、その方々との協議ということでございますけれども、まず今までの経緯等を含めてしっかり検証させていただき進めてまいりますけれども、地元の方々ともしっかりお話をし、調整をしながら進めていくことに変わりはございませんのでよろしくお願いいたします。

〔6 番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

6 番 鈴木秀和君。

6 番（鈴木秀和君）

当初の耐震化か建て替えかまで含めて、第三者委員会で検証するということでございます。
ちなみに、第三者委員会というのはあまり印象がいい委員会じゃなくて、組織の社会的な非難を招くような不正、不適切な不祥事が発生したとき、弁護士、公認会計士等で調査するため設置されるというようなことが一般的には書かれているんですが、どうしても名前として第三者委員会ということであって、過去に遡っていろんな、特に法的な面を中心に検証するという理解でよろしいでしょうか。

議長（大沢まり子君）

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

ただいま御質問のあったというか、御意見のとおりで結構でございますんで、第三者委員会、今いろんなところで使われておりますけれども、いろんな案件、パワハラですとか、いろんな案件についての検証するというのが一般的によく使われる案件でございますが、あくまでも第三者を介して今までの、先ほどおっしゃっていただいたような法的な部分が中心になるかと思っておりますけれども、そういった点を検証していくということで総称して使っておりますので、今回それを適用させていただいております。

〔6 番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

6 番 鈴木秀和君。

6 番（鈴木秀和君）

ありがとうございます。

それでは、質問の2つ目に入ります。

地域の活力として、宿場町の活用について質問します。

願興寺の大規模改修も中間点を過ぎ、順調に進められているところですが、この新願興寺を中心に宿場町を生かした町のにぎわいを期待する声も多く、マニフェストに掲げている議員も何人かおられます。

そこで質問ですが、町内の御嶽宿、伏見宿の2つを比べると伏見宿の整備は見劣りしていると感じますが、どうでしょうか。伏見宿の施設としては、伏見交差点の一本松公園くらいしかありません。そこには駐車場もなく、トイレとオープンな休憩スペースくらいです。今、一本松公園の東側隣地が売り物件になっております。私が調べたところ、一本松公園は約160坪で

御嵩町の所有、隣地は個人の方で110坪あります。隣地は倍出しても買えとか、借金してでも買えとかというような言葉がありますが、購入すれば伏見宿の活用の幅が広がるのは間違いないかと思います。

一本松公園は、中山道を歩く人のトイレ休憩所、あるいは地元マルシェなどが開かれていますが、交通量の多い交差点で車からの荷下ろしもできない、歩いてくるしかない。また駐車場があればキッチンカーなども参加が期待できるなど、一本松公園における駐車場整備を期待する町民の声が多く聞かれます。

宿場町を生かした町のにぎわいへのステップとして、一本松公園の駐車場整備を目的に隣地を購入し、伏見宿を整備することについて、町長のお考えをお聞かせください。

議長（大沢まり子君）

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

大項目 2 点目の伏見宿の整備についての御質問にお答えをしたいと思います。

まず、一本松公園を整備した経緯について御説明をさせていただきます。一本松公園は、国道21号線伏見交差点に隣接しておりますが、平成19年頃までこの交差点は狭隘かつ見通しが悪く、交通の安全や利便性の確保のため道路改良が必要とされてまいりました。平成12年には、先行して交差点南東各地の改良を実施しておりましたが、なお見通しの悪さや交差点形状の課題が残っていたものでございます。平成18年に、ようやく現在の一本松公園を含む北東角の土地を取得することができたため、翌年度には電源立地地域対策交付金を活用させていただき、現在の形へと道路改良を実施させていただきました。

一本松公園は、その道路改良を行った際に余剰地ができましたことから、この余剰地を活用して地域住民の皆様の御意見を伺いながら、往時の伏見宿の面影を感じられる施設として整備をさせていただいたものでございます。

さて、宿場町を生かした町のにぎわいの一歩として、一本松公園の東隣地を購入して駐車場の整備をしてはどうかという御質問でございました。このことについては、3つの点について御説明をさせていただきます。

まず1点目でございますが、交通安全上の課題についてでございます。

この交差点周辺の歩道は、小・中学校の指定通学路となっており、多くの子供たちが行き交っています。そのため、子供たちの交通安全を第一に考えなければなりません。また、一本松公園を整備した際には、地域の皆様から子供や高齢者が集うような利用計画を立てることは交通安全上危険であるとの御提言もいただいているところでございます。また、御提案の土地は交差点からの距離が近く、周辺の交通量も多くなっております。ここに駐車場を整備した場合、

出入りする車により交通の混雑が増し、交通安全上の危険が増すおそれがあります。

2点目といたしまして、この土地を取得活用するために係る費用の問題でございます。

この土地を取得するために係る経費につきましては、不動産会社による売買価格で約990万円とされております。活用に当たっては、さらに建物の解体費用が必要になるところでございます。概算にはなりますが、およそ300万円は必要になるというふうに見込んでいるところでございます。今のところ、土地の取得と整備を対象とした有利な財源も見当たりません。加えて、一本松公園のすぐ近くには伏見公民館がございます。地域のにぎわいの創出や地域づくりのために駐車場を活用いただくことは許容されるものと考えております。これが3点目となります。

以上のことから、御提案いただいた隣地を購入してまで駐車場を整備する必要はないのではないかとこのように考えてございます。

最後に、宿場町を生かしたにぎわいづくりについて御説明をさせていただきます。

現在の町の観光施策といたしましては、第2期御嵩町観光基本計画において中山道と願興寺を軸とした魅力ある観光地づくりを基本方針として取り組んでいるところでございます。御存じのとおり、願興寺の修復工事は令和8年度に完成される予定でございます。そのため、基本方針に沿って、まず願興寺を中心とした御嵩地区エリアを中心に組み込んでいく予定でございます。

一方、議員御指摘の伏見宿エリアにつきましては、伏見宿界隈のにぎわいを創出するソフト事業の展開を施策として掲げ、取り組んでいるところでございます。伏見宿エリアでは、らくだマルシェの開催や中山道ゆったり伏見宿など、地域づくり団体による活動が活発に行われております。これは、まさに観光基本計画に掲げる施策に合致する活動でありますので、町といたしましては、引き続きこういった活動を支援していきたいというふうに考えております。

町では、地域づくり団体の活動や拠点の整備には地域づくり活動助成金、地域づくり施設整備助成金といった補助制度がございます。今後、新たな活動を始められる団体などを掘り起こしながら、伏見宿エリアはもとより御嵩町のにぎわいづくりに努めてまいります。

〔6番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

6番 鈴木秀和君。

6番（鈴木秀和君）

ありがとうございます。

交通の面ですね、これは私もよく分かります。交差点から近いので、なかなか駐車場入りを造るのも大変かなというのも理解できます。ただ、駐車場に限らず、隣地ですので何らかの

活用は必ずあるかと思います。これから、その辺のアイデアも皆さんで出していただいて、伏見宿のほうの活性化にもつなげていただくということで、いろいろな策を考えてほしいなということで一般質問を終わります。

議長（大沢まり子君）

これで、鈴木秀和君の一般質問を終わります。

引き続き、鈴木秀和君の町長の施政方針（所信表明）に対する質問を行います。

6 番 鈴木秀和君。

6 番（鈴木秀和君）

それでは、施政方針について2点質問させていただきます。

1点目ですが、リニア発生土置場、新庁舎等整備事業検証のため、審議会、第三者委員会を設置し、今年度中をめどに検証する。リニア審議会については、要対策土の受入れ前提の協議は白紙とし、公募の町民、上之郷地区の住民を主に審議会を構成し、ゼロベースで検討する。新庁舎については、先ほど申し上げたような組織の法令違反とか、社会的非難を招くような不正・不適切な行為などの不祥事が発生した際に弁護士・公認会計士等で設置される機関である第三者委員会で検証するということで、2つの問題について、少しベースは違いますが、審議会・委員会を立ち上げるとのことですが、改めてなぜこのように、これまでの経緯があるんですが、新たに審議会・委員会を設置し、検証するのか、考えを伺います。

また、このような審議会、委員会を設置するにつき、委員の選任が重要なポイントと考えます。いわゆるアリバイづくりの組織とならないように、透明性を担保した専任、透明性のある運営方法について町長の考えを伺います。

議長（大沢まり子君）

2点目もお願いします。

6 番（鈴木秀和君）

はい、分かりました。

2点目です。

これは新庁舎のほうですが、新庁舎等の検証という言葉がありますが、この等の中に中保育園、中児童館も含むのかという点です。

中保育園、中児童館の非耐震は、まさに子供の命に関わる問題です。新庁舎と同時、あるいは同じ場所を前提とする必要はないと思います。新庁舎問題とは切り離して優先して検討を進めるという考えはないのか、町長の考えを伺います。

議長（大沢まり子君）

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

それでは、まずリニア発生土置場計画審議会を設置し、検証する理由についてお答えを申し上げます。

リニア建設発生土に対しましては、ゼロベースでの地元との対話を通じた理解や合意を経てＪＲ東海と協議していく、この方針でございます。これまでのフォーラムや説明会、意見交換の状況を鑑みますと、町民の皆様と本町はリニア建設事業の早期推進を求める点で一致しておりますが、町やＪＲ東海に対する不信も相まって、リニア発生土置場計画や対策に対する疑問や不安、懸念など、その評価や理解には温度差があるように感じてございます。

リニア建設に伴います発生土の課題を早期に解決したいという地元の声にお応えするためにも、先ほど鈴木議員の御質問にもお答えしたとおり、今後のＪＲ東海と町との協議内容が皆様に御理解いただき進められるよう、解決に向けて協議できる御意見を様々な視点から話し合い、それぞれの立場で意見を出し合って本町に答申いただく場が必要だというふうに考えた次第でございます。

次に、新庁舎等整備事業に関する第三者検証委員会についてでございますが、こちらも先ほど議員の御質問にお答えしたとおり、町がこれまで進めてまいりました新庁舎等整備事業のプロセスについて、第三者による公平・中立な立場から調査検証をしていただき、事実経過を明らかにすることを目的として設置するものでございます。

続いて、リニア発生土置場計画審議会の委員の選任、運営方法等についてお答えをいたします。

委員の選定方法や審議会の運営方法につきましては、これから検討していく段階ではございます。議員御指摘の点は当然のこととして、委員の選任につきましては公募による委員、あるいは地元である上之郷地区の方から選任するなど、身近な目線で御審議いただけるように配慮してまいります。その他、審議会の運営方法などとともにしかるべく時期に透明性を持ってお示ししたいというふうに思っております。

次に、新庁舎等整備事業に関する第三者委員会についてでございますが、第三者委員会の性質上、委員の選任に当たっても当然に透明性及び客観性の確保が重要であると認識をしております。今回、検証すべき項目が多岐にわたることから、これらを包括的に調査・検証が行われるよう、委員会は３名の委員をもって組織したいというふうに考えております。

関係法令との整合性など法的なプロセスを主に調査し、委員会の総括を担っていただく弁護士委員、事業費や予算規模など財政の観点から調査いただきます会計士委員、庁舎機能や規模、防災や産業振興の観点から調査いただきます有識者委員、それぞれ専門的知見を有するこれらの３名の委員を予定しております。

委員の選任方法につきましては、町から直接指名し依頼するものではなく、県弁護士会や日本公認会計士協会、大学の推薦など、外部の機関や協会などから候補となる方を御推薦いただく形式とするなど、透明性を高めた選任方法で進めてまいりたいと思います。なお、委員会の庶務は総務防災課が担いますが、調査の方法、会議の回数、委員会の進め方など自主的な運営は委員の皆様で決めていただくことになります。

いずれにせよ、議員御指摘のとおり、2件とも透明性の確保が重要なポイントとなります。これらを念頭に進めてまいりますのでよろしくお願いをいたします。

続きまして、新庁舎等整備計画に係る中保育園、中児童館の考え方についてお答えを申し上げます。

中保育園と中児童館の新庁舎計画地への集約化につきましては、議会特別委員会においても十分に議論が重ねられ、その可能性についても独自に評価を行うなど、議会で決定いただいたプロセスがございます。

またその後、両施設の運営につきましては、平成30年7月に御嵩町保育園等設置事業者募集要項により事業者を公募した際、御嵩町役場新庁舎移転候補地である国道21号バイパスエリアに移設、新設される施設と位置づけられておりまして、新庁舎とこの2施設を切り離して検討することは困難だというふうに考えてございます。

したがって、中保育園、中児童館についても新庁舎と同様、第三者委員会の検証結果を踏まえて判断することが望ましいと考えております。

以上で、私からの答弁とさせていただきます。

〔6番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

6番 鈴木秀和君。

6番（鈴木秀和君）

審議会、委員会、大枠については理解はできますが、例えば公募して大勢来たらどうするの、地元の方をどうやって選任するの、そういう具体論については正直言ってまだ聞かされておられません。この辺は、やっぱりいろんな意見が出てきます。本当に透明性を持った選任方法というんですかね、それを考えていただきたいなというふうに思います。

あと、ちょっと中保育園、中児童館について1点確認ですが、今のお話ですと1セットだというふうに聞こえました。要するに、新庁舎と中保育園、中児童館は1セットだという話だったんですが、新庁舎をこれから検証していくに当たって、結果がどうなるか分からないんですけど、プロセス的に、新庁舎はあそこではないとなった場合に、中保育園、中児童館が宙に浮いちゃうような感じになってしまうんですが、もう中保育園、中児童館はあそこと、そうする

と庁舎の動きだけで決まってしまうように聞こえてしまったんですが、もし理解が間違っていたら御説明をお願いします。

議長（大沢まり子君）

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

1 点御質問をいただきました。

中保育園と中児童館一体とということでございますけれども、先ほど申し上げたのは、募集要項によりまして公募した際に場所、移転候補地である国道21号バイパスエリアに移設・新築される施設というふうに位置づけられているということで明記されまして、それに基づいて募集されたということでございますので、位置についてはこの部分で募集がされているという事実がございますということでございます。

それも踏まえて、今までの経緯、議会でのこの特別委員会等の経緯等も含めて今回検証という形の中でさせていただきますので、踏まえた上で検証結果に基づいて御審議していくことになるかというふうに思っております。

当然、その庁舎の動きという部分、検証結果という部分には、これは予定地と書いてあるものですから、それによって左右されてしまうということはあがなえないものでございますけれども、しっかり保護者の方々、あるいは事業体の方々等々も、いろいろこれから御協議しながら進めていく事案であることには変わりございませんのでよろしくお願いいたします。

〔6 番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

6 番 鈴木秀和君。

6 番（鈴木秀和君）

もう一度確認なんですけど、募集としてはあそこの場所で運営される方の選定をする手続きをしたということなんですけど、今回庁舎を第三者委員会で検討し、その後、また計画を考える中で、庁舎が当然そこではないというような場合は中保育園、中児童館もそこではないということにもなり得ると考えてよろしいんですかね。

議長（大沢まり子君）

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

文面を読む限りにもなりますけれども、なり得るということになります。

〔6 番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

6 番 鈴木秀和君。

6 番（鈴木秀和君）

はい、分かりました。必ずしもあそこしかあり得ないということではないということは確認できましたので。

それで、一応、一般質問並びに施政方針について、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（大沢まり子君）

これで、鈴木秀和君の町長の施政方針（所信表明）に対する質問を終わります。

一般質問を行います。

11番 岡本隆子さん。

11 番（岡本隆子君）

それでは、お許しをいただきましたので一般質問をさせていただきます。

私は、1点、重要湿地の検証についてをお尋ねいたします。

鈴木秀和議員が、広くリニア残土問題について、町長のお考え、今後の進め方など質問をされていますので、私は重要湿地に関しての質問をさせていただきます。重なる部分もあろうかと思いますが、御了承いただきたいと思います。

町長は、立候補スローガンの基本理念で町政の総点検に取り組みますと掲げられています。その中でも重要課題である庁舎・リニアについては、速やかな検証・提案を掲げられています。私は、重要湿地の検証についてお伺いをいたします。

リニア残土処分場予定地は、平成28年4月に環境省の生物多様性の観点から重要度の高い湿地、重要湿地ですね、に選定されました。環境省は平成28年4月にそれを公表しましたが、美佐野ハナノキ湿地群という表示はなく、東濃地区湧水湿地群などに含まれるということでした。

これまでの経過を時系列で簡単に説明をいたします。

町は、平成25年、県にリニア建設発生土処分場候補地情報を提供しています。つまり、リニア残土処分場の予定地に手を挙げたということであります。平成26年1月に環境影響評価準備書に対する意見として、知事宛てに希少動植物が生息する場合は必要な手だてを実施されたいと回答をされています。平成26年5月、環境省が日本の重要湿地500の見直しを開始し、同省から県を通じて市町村に照会がありますが、御嵩町は前沢湿地について回答をしています。7月にも、環境省から情報提供の再依頼がありますが、県は追加すべき湿地情報はなしと答えています。

平成27年2月の御嵩町のアドバイザー会議で、アドバイザーからリニア残土処分場が日本の重要湿地500選の候補地になっているそうだがと質問が出ていますが、前沢以外の湿地を指定する

ことは考えていないが、県の他の湿地を含めて東濃湿地丘陵地としての指定は検討していると町の担当者が答えています。

平成27年3月、私は初めてリニア問題で質問しましたが、ちょうどこの時期なんです。平成27年第1回定例会の一般質問で、リニア残土処分場にしていいのかという見出しで6項目の質問をしています。町の環境アドバイザーの意見を聞くべきではないか、希少種の保護はどうするのかを質問しました。答弁は、まだ決まっていない、環境影響評価の結果を聞いて断る場合もある、希少種の保護は県に意見書を出しているとのことでした。

平成27年8月、日本の重要湿地500の見直しを行っていた環境省は、更新した重要湿地の公表に向けて最終確認の文書を岐阜県を通じて町に送付しています。そのリストには、美佐野湿地が明記されていました。県が最終確認を御嵩町に依頼したものの、町が未回答のため、担当者に再度メールを送信しています。ここのところを詳しく言いますと、平成27年8月5日に県が環境省文書を送付、8月15日に町に最終確認を依頼し、回答期限を8月28日とするも町からの回答はなし。そのため、再び9月7日に県は町にメールをしています。町は同日、県の依頼文書を受付し、町は9月14日に県に次のように回答をしました。

候補地となった美佐野ハナノキ湿地群については、町としては環境省・岐阜県に対して、これまで推薦した経緯はなく、意見を述べる立場にはない。美佐野ハナノキ湿地群に係る美佐野地域には、現在国策として推進されているJR東海のリニア中央新幹線に該当する地域があり、環境アセスメント調査が実施された。その結果に対する環境大臣の意見と今回の選定に関連性があるのか、環境省にお尋ねしたい。美佐野地域の候補地は、地域住民から町有地やその周辺を活用し、地域活性化を期待する意見とともに、町議会でも町有地を活用し、地域活性化を期待する意見と期待しない意見とがある。おのおのの意見を検討しないと、今回の選定に意見を述べるできないというような重要湿地に対して否定的な見解が述べられています。そして、その効果があったのか、平成28年4月に環境省が公表した重要湿地リストには美佐野湿地の表記はなく、などに含まれる形になったのです。

以上が、重要湿地を巡る経緯ですが、町は県を通じて環境省から来た重要湿地の最終確認依頼を20日間も放置していました。なぜ、速やかに受付しなかったのか。そして、この間にどんな協議がなされたのでしょうか。情報開示請求した文書には、当該の記述はありません。

また、平成27年2月のアドバイザー会議において、アドバイザーから重要湿地が候補地になっているそうであるがとの発言に対して、担当者は中部環境事務所に確認していますが、どんなやり取りがあったのでしょうか。そして、重要湿地の候補地になっているとの情報があれば、結果どうであったのか、確認すべきではなかったのか、疑問が湧いてきます。平成28年の重要湿地が公表され、町もそれを把握していたのであれば、処分場予定地の場所を変えることや受

け入れないという選択肢もあったはずです。

平成28年第2回定例会、まさしく環境省の重要湿地選定の公表直後ですが、一般質問で希少野生生物の保護について私は質問をしています。それに対して、まだ決まったわけではない、JRに対しては言うべきことは言っていくという答弁をされています。既に重要湿地選定のこととは承知していたはずですが、一言も触れられていません。これは、虚偽の答弁ではありませんか。

また、令和4年第3回公開フォーラムの場で、重要湿地を処分場にするものの妥当性を問う質問がなされ、その後、メディアで大きく報道されるまで、6年間も町は環境省が重要湿地に選定したことを公表してこなかったことが明らかになりました。11月に開催された第4回フォーラムで、初めて住民に重要湿地に選定されていることを説明したのです。

一連の報道を受けて、西村明宏環境大臣は令和4年11月の記者会見で記者の質問に次のように答えています。重要湿地に選定されることによって法的に規制が生じるものではないが、当該地域における事業を検討する際には、関係自治体や事業者が適切に環境配慮を行うことが大変重要であると思う。

以上の経緯から、重要湿地と知りつつもそれを公表しないで来たこと、その経緯がとても不透明です。生物多様性や重要湿地について、幾らでも有識者に相談する、そして勉強する機会があったと思います。その上で、処分場予定地の場所の変更や受入れを断る機会があったはずであるのに、なぜそれができなかったのか。重要湿地について、職員の認識はどのようなものでしょうか。

物事は、過去を調べて検証して、それが今後につながってくるわけです。リニア残土処分場について検証を行う上で、重要湿地の件はとても重要なキーワードです。重要湿地選定の検証において、幸いなことに当時関わりのある職員が現在もいらっしゃいます。今後につなげていくためにも、重要湿地については1つずつしっかり検証を行い、それを町民に報告していただきたいと思います。町長のお考えをお伺いいたします。

以上です。御答弁よろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

企画調整担当参事 田中克典君。

企画調整担当参事（田中克典君）

御質問いただきました重要湿地の選定に係る経緯について、現有する公文書記録の確認結果と当時の担当者、これは在籍する町職員全員に行ったものでございますが、聞き取りしました検証の結果をお答えいたします。

平成27年2月のアドバイザー会議とは、2月17日に役場内で開催された御嵩町生物環境アド

バイザー会議のことになりますが、本町職員が会議の前に確認したという環境省中部環境事務所とのやり取りの内容については、確認した職員本人が今在籍しておらず、その他当時を記憶する職員がいなかったため、会議録の記録以上のことは確認できませんでした。

次に、平成27年8月、御嵩町が県を通じて環境省から来た最終確認文書の受付が大きく遅れた理由についてです。

8月18日付の文書を9月7日付で収受しておりますが、当時の担当職員で収受の取扱いについて協議した記憶がある職員は見つかりませんでした。推測にはなりますが、これら公文書の記録をたどりますと、この確認文書の存在を町は何らかの理由で認識をしておらず、県への回答期限から遅れていたところ、9月7日に県から確認の電話を受電した記録がありますので、ここで文書の存在を認識し、同日収受したのではないかと思います。

最後に、平成28年4月22日に環境省が公表した重要湿地リストには、美佐野ハナノキ湿地群の記載がなく、東濃地域湧水湿地群の選定理由に上がった各湿地群「など」に含まれることは、令和4年8月2日に担当職員から環境省に確認して、知名度も高くないため単体で公表をせず、「など」の中に含む形で整理したとの回答があり、その理由とともに聞き取りしたことを確認いたしました。

私からの答弁は以上でございます。

議長（大沢まり子君）

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

重要湿地の選定に係る経緯の確認及び検証結果につきましては、先ほど企画調整担当参事が答弁したとおりの報告を受けております。

改めて経緯を見てみますと、平成28年4月22日に環境省が公表いたしましたホームページにより、町は新たに東濃中央地域湿地群が重要湿地に選定されたこと、また前年の9月7日に美佐野ハナノキ湿地群の追加選定の公表に係る最終確認文書を収受している経緯から、美佐野ハナノキ湿地群の記載がなくなったものの同湿地が「など」とされた重要湿地に含まれる可能性があることは、環境省等に当時確認すれば知り得た立場であったというふうに思います。

美佐野ハナノキ湿地群の重要湿地の選定及び公表を妨げようと町が意図的に行動したことは見当たらなかったものの、リニア発生土置場の計画と重要湿地である美佐野ハナノキ湿地群の範囲が不明確だったとはいえ、当時確認しようと思えばできたことから、結果的に確認するプロセスに不足があったのではないかというふうに考えております。

現在、環境省や有識者への確認を経て、リニア発生土置場の計画地が重要湿地に当たることとの認識でおります。今回の検証結果も踏まえ、今後計画と保全策について調査が必要になっ

た場合は、有識者に正しく確認し、町民の皆様には詳しく伝えるよう職員に指示しております。

〔11番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

ありがとうございます。

田中参事のほうから説明いただいた経緯なんですけれども、何らかの理由で認識していない、環境省から県にきた通知ですね、県がそして御嵩町に送付した通知を20日間放置していた理由が、何らかの理由で認識していないと、しかもその理由が分からないということなんですけれども、この辺りは今となっては分からないということで済んでいくんですか、これは。ちょっと納得いきません。

それから、先ほどの鈴木議員の答弁の中にもありましたが、町としてこの重要湿地、町長は非常に重要であると認識され、今後の保全については、最後に言われました有識者にも相談して守っていこうという町長の重要湿地に対する思いというのは、有識者に相談して保全していくという方向は間違いないという、そういうふうに捉えてよろしいでしょうか。重要湿地について、町長は保全については有識者と相談して守っていく方向であるということによいですか。

議長（大沢まり子君）

企画調整担当参事 田中克典君。

企画調整担当参事（田中克典君）

1点目、再質問に対してお答えいたします。

20日間の空白の理由について、私の確認した結果で、それでは納得できなくて、これで済んでいくのではないかというような話が御質問でありました。

私としましても、町長の指示を受けまして、関係した職員全員に直接お顔を見ながら当時どうだったのかということを当時の記録を示しながら記憶をたどっていただいて確認をしたところでございます。

それについて確認したところ、そういった受け取りのところで20日間もかかるための何かあったということは、そういった記憶があるということの答えは一切ありませんでしたので、先ほど私が答弁させていただいたとおり、何らかの理由で文書の存在自体がそもそも気づいていなかったんじゃないかというふうに推測したところでございます。以上です。

議長（大沢まり子君）

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

2 点目で御質問ございました重要湿地についてでございますけれども、先ほど保全策の関係につきましましては、前沢湿地と町内にもございますので環境の点からしっかり保全すべきものということでお答えをさせていただきました。

これ審議会の中でも御議論される部分だと思いますので、それも踏まえてしっかり保全すべきということでございますれば、しっかりと保全策等を講じながら方針を持って進めていきたいというふうに思っております。

〔11番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

審議会のほうで保全していかなければいけないよということが協議されれば保全していきますよということですか、町長。

議長（大沢まり子君）

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

先ほど申しましたように、町内全体でそういう保全すべきものとして湿地等があるものについて方針を持って進めていくというのは、環境側のサイドから見て大きく必要とあらば方針を定めていきますということ、それから審議会後の場についてしっかり保全していくかという部分については、しっかりその決め事にも沿った形で進めていきたいというふうに思っております。

〔11番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

先ほど鈴木議員の中でも出ましたが、まず重要湿地に対して審議会での話し合いがされるかどうか分かりませんが、もちろん美佐野だけではなくて前沢もあるということなんですが、守っていこうということについてはいいわけですね。守っていくんですね。もっと具体的に、どういうふうに保全していくかというようなことが審議会に出てくれば、有識者にも相談してそこはやっていくよと、全体の方針としては守っていこうという、そういう方針であるというふうに捉えればいいでしょうか。

議長（大沢まり子君）

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

基本的に重要湿地について守るべき部分ということに、認識としてはそのように思っておりますけれども、今おっしゃっていただいたような守るべく範囲であるとか、守るべくやり方であるとか、その運用方法であるとか、そういったことについての詳細部分について審議会の中でよく議論していきたいというふうに思っております。

〔11番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

私は前にも言いましたけれども、日本に重要湿地は633か所あるんですね。このうちでラムサール条約の登録湿地が53か所あります。そして、そのうちの潜在候補地が172か所あるわけで、合わせて225か所あるんですけれども、この美佐野ハナノキ湿地群はその候補地の一つになる可能性のある湿地場所であります。まさに、御嵩町の存在を知らしめる大きな資源、大切な価値のある資源でありまして、そしてしかも岐阜県内にはそのラムサール登録湿地というものは一つもないわけですね。

この登録にはもちろん10年も20年もかけて、町を挙げて、町民挙げての保全活動が必要ですが、けれども、町長がいつも掲げられております「町民が誇りが持てるまちづくり」、こういった、ここ御嵩にしかない、ほかがどんなに欲しくてもないこの資源というものは、本当に磨き上げていけばというか、町民の誇りにつながるものだと思います。どうかこの件につきまして、ラムサール登録湿地の道筋をつけた町長というふうに言われますよう、湿地を守った町長と言われるよう御英断をお願いしてこの件については質問を終わります。

議長（大沢まり子君）

これで岡本隆子さんの一般質問を終わります。

引き続き、岡本隆子さんの町長の施政方針（所信表明）に対する質問を行います。

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

それでは、引き続きまして施政方針に対する質問をさせていただきます。

1点目は、確認の質問です。

リニア発生土置場に関して白紙の状態にするというふうに書かれていますけれども、白紙の状態にするのは、リニア中央新幹線トンネル工事に伴う残土の受入れを前提としてきたその前提を白紙にするという認識でよいですか。これ1点目です。

そして2点目、これまで6回のフォーラムと1回の重要湿地の保全に関する勉強会が開催さ

れましたが、そこでは住民から非常に多くの意見、不安や懸念が出されました。それについて、町長はどのようにお考えでしょうか。また、それらをどう集約されますか。

3点目ですが、フォーラムで積み残した部分があります。これは、令和5年5月12日に上之郷地区トンネル残土を考える会への回答書で、以下のとおり述べられています。

フォーラムは、置場計画が妥当性を持って安全になされるのか、十分認識できたと町が判断できるまでは判断を保留し、J R 東海から計画の説明を受け、さらなる対策の求めに対する再説明と、その再確認を繰り返す協議サイクルによって結論を出すために行ってきたものです。現在の立ち位置としては、フォーラムの中で十分に安全だと判断するに足る段階には至っていません。また、重要湿地など環境保全の側面からも、引き続き J R 東海に説明や報告を求めなければならない部分とともに、保障の確保である協定書の内容など、町としても自らの判断の下、決定が必要な部分が積み残しているものと考えていますと述べられています。

積み残した部分については、どのように対応されますか。

2番目の質問と3番目の質問を踏まえて、審議会の前にこれまでの経緯を町民に説明すべきではないでしょうか。フォーラムの報告としては、開催報告が1枚配られただけであります。

5番目、審議会では、先ほどもちょっと出ましたが、どのような内容の話合いをされるのか、具体的に御答弁をお願いしたいと思います。

それから最後ですけれども、審議会は月に2回というペースで開催され、今年度中に結論を出すという説明でしたけれども、残りあと6か月です。どのような理由で半年という期間なのでしょう。半年で結論を出すような設計になっていますが、それはなぜでしょうか。町民が安心できる説明をお願いしたいですというのが6点目ですので、以上6点、町長にお伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

前回の施政方針でも述べましたが、要対策土の受入れを前提とした協議につきましては、白紙の状態に戻し、リニア発生土の置場計画をゼロベースで地元と対話し、理解や合意を得た上で J R 東海と協議していきたいというふうに考えており、審議会では置場計画全体についての御審議をいただくことを想定しております。

昨年度のフォーラムと重要湿地の保全に関する勉強会については、私も会場の一員として参加した会議もございまして、場の雰囲気や内容、主な意見については確認をさせていただいております。様々な意見や不安、懸念が示されたことは承知しており、私といたしましても、J R 東海の説明が地元の皆さんの不安や懸念に対する対策として分かりやすく伝える内容になっ

ていないのではないかと、あるいは事業者として十分な比較や検討が示されていないのではないかとといった点など気になる部分もございます。また一方で、町やＪＲ東海に対する不信などが冷静な議論の妨げになっているのではないかと感じておりました。

この状態でＪＲ東海との協議に臨んだとしても、皆様が納得できる交渉結果を得られないと考えまして、一旦審議会という場で様々な視点から議論を集約していくことが必要と考えた次第でございます。

続きまして、積み残し分の対応でございますが、フォーラムで積み残った課題につきましては、第６回フォーラムにおいて参加された皆様とその内容について確認し、ＪＲ東海に説明や報告を求めたところでございます。現在、ＪＲ東海がその準備をしていると聞いておりますが、その説明や報告のあったものから随時、町のホームページにてお知らせするとともに、開催されます審議会の場にもお伝えし、その内容を前提として御審議いただくことというふうに考えております。

審議会の開催に当たっては、委員の選定から着手をしていきたいと思っております。本審議会の立ち上げに必要な条例案や補正予算の成立後、公募の委員を募集させていただきますが、その際には応募の仕方だけではなく、フォーラム結果を受けて実施する本審議会の目的や現状も含めて御説明が多くの方に届くよう工夫をしまいたいというふうに思っております。

なお、地元であります上之郷地区の皆様からは、別途、本審議会委員に御就任いただきたいと考えておりますので、御説明とともに委員の選定方法について協議させていただくことも検討しております。

現状やフォーラムなどを通じたＪＲ東海からの説明を報告させていただいた上で、審議会では、計画の安全性や自然環境、生活環境への影響や保全など、委員の皆様それぞれの考えや対策に係る評価等、論点ごとに御審議いただくことを想定しておりますが、内容や審議の方法につきましましては、審議会委員の皆様の総意で進めることになるというふうに考えてございます。

審議会を立ち上げるに当たりまして、本年度末の答申を目安にさせていただきました。審議の期間につきましましては、フォーラム等で置場計画自体の説明はされていること、また不安や懸念等の論点もおおむねお聞きしていることなどから、それらの事項を有効に使うことで深掘りした審議が進むことを期待しております。審議に必要な時間は当然確保いたしながら、委員の皆様にも諮って進めてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

それでは、再質問をさせていただきます。

まず1番はいいです。不安や懸念等は承知しているということですね。そして、2番、3番、不安や懸念、そして積み残した部分を審議会で、安全性や自然環境の保全などを審議会で話し合っていくということなんですが、まず町長にお聞きしますけれども、この審議会は、当然今までフォーラムは、受入れ前提としてフォーラムを開催してきたわけですね、その受入れ前提を外して話し合いをする、そこは間違いないですね。それ確認します。

議長（大沢まり子君）

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

今の受入れ前提といった発言に基づいたフォーラムから、それを前提を外し、白紙という形で、何もなかったところから審議いただくということにしております。

〔11番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

この審議会でなければいけない理由というのは何でしょうか。なぜかといいますと、フォーラムはいろいろありますが、中途半端に終わったままだというふうに私は考えていますけれども、これを再開し、合意形成を図るとか、住民が自由に参加できるような大討論会とか、受入れ前提をなしにして白紙の状態ですといったことも可能ではないかなと思いました。

例えば、これ2000年頃の話ですけども、熊本県の川辺川ダムのはずのときに、前知事の潮谷義子知事でしたかね、潮谷知事が実施された住民討論会が、非常に大勢の方が、延べ何万人かの方が参加されて9回ぐらい行われたという大討論会をされて非常に当時話題になったということがありますがけれども、こういった大討論会的なもののほうが、町長がいつも言っておられまして大事にしておられる住民との対話、今、車座懇談会もやってみえますけれども、やっぱり審議会ですと何回も出ていますけれど、ちょっと不透明な部分であったり、公開していくと言われるので別室でということではないと思うんですが、限られたメンバーしか意見が言えないなどのことがあるので、町長が本当に白紙でみんなの意見を聞いてやっていこうという思いはとても私も理解できますが、やり方としてはそういったこともあるのではないかと思いますので、町長が言われるその審議会ではなければならない理由というのをいま一度お聞かせいただきたいと思います。

議長（大沢まり子君）

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

御質問いただきました。

昨年度行われたこのフォーラムにおいて、まさにそのような住民からの御意見、あるいは事業計画者でありますＪＲ東海の意見を聞いて、さらに踏まえて意見を言い議論するという場だったかというふうに思っております。ただ、その結果が、意見が例えば集約されずにとか、あるいは疑問が残ったままという部分が残っております。これを続けていくという部分については、意見の掘り出しというか、こういった意見もあるんじゃないということにはつながって行くと思うんですけれども、集約しながら、じゃあそれを論点整理してまとめて次にどうしていこうというところの議論までなかなか進んでいかないという認識でおります。

その部分を今回審議会という形で整理し、ＪＲ東海と交渉するための論点整理、そういったことをしっかりしていくということで昨年度と形を変えて進めていきたいというふうに思っているものでございます。

〔11番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

町長の思いは理解をしました。

それで、町長は当該地域の皆さんの声をしっかり受け止め、不安解消に取り組むということをおっしゃってみえますが、そういったことを公約にも掲げておられますので、これから審議会の行方というのが非常に注目されるわけですが、その審議会のメンバーの中に、やっぱりそのフォーラムに6回しっかり勉強して向き合ってきたのは地元の皆さんが非常に多いです。どれほど皆さん勉強されてこれに臨まれたかということは、本当に私もひしひしと感じておりますので、この当該地域の皆さん、これ一応審議会10名ということなんですが、半数以上をこの地元の方たちをぜひ当該地域の方を入れていただきたいという思いがありますけれども、この点については町長はどのようにお考えですか。

議長（大沢まり子君）

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

先ほども申しましたように、私もフォーラムをのぞきまして議論を生で見させていただいております。その中で、やはり発言される方それぞれが様々、議題を持って勉強して臨んでみるということもよく分かっております。当然、そこで語られた内容について、それが論点になっている部分とか疑問になっている部分もございますので、そういった方々が再び審議会の中で

御議論いただくというのは一番合理的なのかなというふうには思っておりますので、ただその選定の方法については今後お示しすることにはなりますけれども、その点も重視していきたいというふうに思っております。

〔11番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

大変御丁寧に御答弁いただきましてありがとうございます。

町長としっかり目を見ながらこうやって質問でき、そして答弁していただけたことを大変ありがたく思っております。

以上で、私のこれで施政方針に対する質問を終わります。ありがとうございました。

議長（大沢まり子君）

これで、岡本隆子さんの町長の施政方針（所信表明）に対する質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開予定時刻は11時といたします。

午前10時46分 休憩

午前11時00分 再開

議長（大沢まり子君）

休憩を解いて再開します。

一般質問を行います。

3番 山田徹君。

3番（山田 徹君）

議長のお許しを得ましたので、私から一般質問をさせていただきます。

今まで数々、そちらの席で答弁を繰り返してまいりました。これからは、こちらで質問をする場となりまして、執行部の方から反問権を行使されないよう質問の趣旨を分かりやすく丁寧に質問したいと思いますので、御答弁をよろしく願いいたします。

それでは、私からは一般家庭の庭木などの剪定や草刈りなどで生じるごみの処分方法と御嵩地区の平芝にございます御嵩町エコロジーセンターの管理運営についてお聞きしたいと思います。

初めに、一般の家庭から出る剪定くずと除草くずの処理については、平成26年3月の第1回定例会において、岡本隆子議員より、現状の可燃ごみ袋に詰め込んで処理するという大半を占める方法から、何か便利な処理の仕方を模索できないかとの一般質問がありました。

それに対して、当時の民生部長からの答弁は、近隣市町村でのシルバー人材センターや行政での対応事例を紹介しながら、御嵩町として廃棄物処理及び清掃に関する法律の規定を踏まえた中で実施できる範囲で、その処理方策について調査・研究を行っていくという前向きなものでございました。

あれから10年が経過する中で、平成29年には第2次一般廃棄物処理計画「シンプルライフみたけ」が策定されまして、その計画中の基本処理方針、発生抑制、資源化、適正処理のうち、重点プロジェクト2. 可燃物の削減では、剪定枝資源化の開始が掲げられ、ステーション収集や拠点回収方式などの回収方式を検討するとともに、民間業者の状況を調査し、資源化を検討しますとありました。そして、当時の2年後、令和元年から実施する計画とありました。

ただし、その後、令和3年には、社会情勢の変化や町の廃棄物処理の現状を踏まえ、計画の見直しが行われましたが、施策ナンバー7で剪定枝資源化の推進は引き継がれ、剪定枝葉の粉碎機無料貸出しをスタートし、広く周知を行っていくこととなっています。また、当町では平成15年から個人による枝葉粉碎機の購入に対する助成制度も行われております。

そこで質問です。

枝葉粉碎機の無料貸出しや購入に対する助成制度の活用は、どの程度行われておりますでしょうか。そして、剪定枝の資源化計画が推進され、数値的にも年間可燃物の削減目標、計画の中では資源化量の算出として、町内で年間約65トンの剪定枝が資源化されるとありますが、この目標につながっているとお考えでしょうか。

また、一方で従来の太さ3センチ以下基準の剪定ごみを、ただでさえ破れやすい可燃ごみ袋に詰めて出す方式ではなくて、資源化を進めるためにも、例えば監視員など決められた場所に時間限定で配置して、あらかじめ販売する有料結束バンドなどで束ねて出すなど、対象や方法をルール化して、将来的に新たな拠点回収方式を導入していくお考えはありませんでしょうか。

次に、御嵩町平芝エコロジーセンターの管理運営についてお聞きいたします。

先日、あるボランティアの方から、町内の小・中学校での草刈りで発生する除草ごみや剪定枝葉を何とかエコロジーセンターへ持込み処理ができないかとの相談がありました。相談の対象となっているのは、向陽中学校のグラウンド東側敷地において、過去数年分の除草ごみや枝葉が敷地内に蓄積された廃棄物の山です。

学校にお聞きしたところ、隣の御嵩小学校で発生した除草ごみなども持ち込んで、帯状数十メートルに山積み廃棄され、大部分は土壌化した状態に近いけれども、生徒も近づく可能性もあるので、敷地内でありますのでムカデや蛇など有害な毒虫などの生息も見られまして、学校環境の管理上は大変苦慮しているということでした。

ほかの学校でも、除草ボランティアの皆さんによる草刈りが定期的に行われていますが、発生する除草くずは、いわゆる刈り倒しや一定箇所に集められて、自然に堆肥化が行われているようです。

施設の周辺地域や敷地的に余裕のあるところでは、循環型の環境社会が実現され、理想的でもあると言えますが、向陽中学校では樹木の伐採ごみも含まれたものが長年山積みに蓄積されて放置され続けており、学校敷地内にふさわしくない環境状況となっております。

平芝のエコロジーセンターは、平成7年に運用が開始され、その管理運用に関する要綱は平成29年に一部改正されているようです。その3条において、投棄できる廃棄物が4つに分けて規定されております。

第1号に、町一般廃棄物の処理に関する計画に規定する大掃除、町内一斉清掃ですが、この際に生じた刈り草及び道路側溝の泥。第2号に、町または町の委託を受けた者が行う町有地及び公共の場所において、清掃により生じた刈り草等。第3号に、町内の各自治体等が集団でかつ自発的に実施する町有地等の清掃により生じた刈り草等。そして、第4号では、その他町長が搬入することが適当と認めた第3号に準ずる廃棄物となっております。

私がお聞きしたい点は、この第2号ないし第4号でいう廃棄物の解釈についてです。

これまで相談のあったボランティアの方からは、町内公共機関でもある小・中学校で発生する除草ごみのセンターへの持込み搬入を過去から町執行部へ打診しておりましたが、PTAが行います学校奉仕活動を除いては、いわゆる事業系として排出される廃棄物でもあるとの判断から、今まで許可が認められていないということです。今後も、この区分判断の基準は変更される予定はなく、持込み許可は認められないのでしょうか。また、一方でエコロジーセンター自体も運用開始から約30年がたつ中で、廃棄物が投棄できる場所や許容量もかなり減ってきている状態だと伺いました。

今後も町内で発生する公共的な刈り草等の廃棄物の処分、環境美化、そして剪定枝葉を含めた資源化を推進するためにも、平芝に代わる新しいエコロジーセンター施設を開拓していくという将来に向けての方針はありませんでしょうか。

以上、大まかに4点につきまして御質問いたしますので、よろしく御答弁お願いいたします。

議長（大沢まり子君）

民生部長 中村治彦君。

民生部長（中村治彦君）

それでは、山田徹議員の御質問にお答えしたいと思います。

先にこうして山田徹議員が議員として、そして私が職員として向かい合うと、議員の現役時代一緒にお仕事をさせていただいたことを、また山田民生部長のときは部下の私が一般質問の

答弁を考えていた、作成していたということをつい最近のように思い出します。職員として、民生部長として大先輩の山田議員に対してうまく答弁できるか不安ですが、私なりに丁寧に答弁させていただきます。

剪定枝葉粉碎機の貸出実績、資源化計画の状況について御説明申し上げます。

剪定枝葉粉碎機貸出事業を開始した令和元年度から令和4年度まで、延べ64件貸出し、購入補助は平成29年度から令和4年度まで延べ30件、計48万1,600円実施しております。

町内65トンの剪定枝資源化目標につきましては、町民一人一人が剪定枝の資源化を意識していただく目標であり、剪定枝葉粉碎機貸出事業のみでは実現困難な数値となっていることは御承知のことかと思えます。

新たな拠点回収方式の導入につきまして申し上げます。

御嵩町一般廃棄物処理基本計画「シンプルライフみたけ」策定当初、この施策については剪定枝について、ステーション収集、拠点回収方式など回収方法を検討するなどとし、資源化を開始するとしておりました。

議員の御指摘のとおり、社会情勢の変化もあり、令和3年度の間見直しでは剪定枝葉粉碎機の貸出し及び購入費補助事業を広く周知するよう推進していくという施策に見直しがされております。

平成26年、岡本隆子議員の一般質問を受け、可茂管内市町村を調査したところ、他市町村では本町のようなエコロジーセンターに類似する施設を有しておらず、清掃ごみ等は民間事業者へ処理委託するなど対応しているのが現状のようでございます。

ささゆりクリーンパークにて処理をしている自治体の御家庭では、太さが3センチ以下の剪定枝を切断して、可燃ごみ袋に入れて搬出しているのが一般的ルールであり、本町もその足並みをそろえているのが現状でございます。

御嵩町平芝エコロジーセンターの管理運営に関する要綱の解釈について、述べさせていただきます。

要綱第1条では、町内の環境美化を図るため、町内において排出される一般廃棄物のうち、刈り草と道路側溝の泥を刈り草等と言い、平芝エコロジーセンターへ搬入し処理することができるとしております。このことから、平芝エコロジーセンターへ搬入できる廃棄物は刈り草と道路側溝の泥のみとなります。

第3条第2号では、町または町の委託を受けた者が行う町有地及び公共の場所の清掃により生じた刈り草等は搬入できるとしております。同条第4号では、その他町長が搬入することが適当と認めた廃棄物ですので、町有地及び公共の場所で生じた刈り草またはボランティア活動で生じた刈り草等のどちらかの条件を満たしていればよいと考えられます。

例えば、近隣住民の方が困っている場合に、町有地や公共の場所ではありませんが、ボランティアで清掃した場合の刈り草等は搬入できると規定しております。

公共機関で発生する除草ごみ、向陽中学校に蓄積された廃棄物について答弁申し上げます。

あくまでも、御嵩町平芝エコロジーセンターの管理運営に関する要綱に基づいて運用してまいりたいと思います。主に一斉清掃で出た刈り草等の廃棄物を持ち込むこと、ほかに町の委託を受けた者が行う町有地等での清掃により生じた刈り草等の搬入を目的とした運用を続けてまいりたいと考えております。

向陽中学校の廃棄物につきましては、刈り草等の搬入できるもの、もしくはできないものを分別すればエコロジーセンターへ搬入することは可能かと思いますが、搬入できないものを処分する費用が発生し、搬出のための分別作業や処分の手間や時間がかかるということになりますので、慎重に御検討していただければと思います。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定では、事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとあります。ここでいう事業者は、その施設を管理運営している者が該当することになり、今回の議員御指摘の例で申し上げますと中学校自らが許可業者に委託し、適切な施設で処理する必要があると考えております。

新しいエコロジーセンターの建設について述べさせていただきます。

現在のエコロジーセンターの受入れ可能年数を、机上ではありますけれども試算してみたところ、理論値としては、20年は耐用年数があるのではないかと試算しております。これは、あくまでも現状の取扱いで机上での計算値でございます。堆積物や搬入量の増減などで、この数値が流動的になることは御容赦願います。

そのようなことから、新規設置計画、候補地選定などは現在のところ考えておりません。現状のエコロジーセンターを活用していく方針でございます。新施設の必要性等を含めて慎重に判断することになると思われれます。

最後に、今回議員の質問をきっかけに、選定枝等の資源化を目的とするサステナブルな方策がないか調査したところ、民間企業によります、今年10月、来月ですが、美濃加茂市内にて運用開始する木質バイオマス発電所が目にとまりました。早速、私と住民環境課長とで視察をまいりました。本町と共に一緒になって利用・活用できないか、スキームづくりやルール化などをしてどこまで官民連携できるか模索する予定でございます。こういった民間活力の力を借りて、発生抑制、資源化、適正処理の目的を達成することも必要かと考えております。

以上で、山田議員へ私からの答弁とさせていただきます。

〔3 番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

3 番 山田徹君。

3 番（山田 徹君）

御丁寧な答弁ありがとうございます。

ここでちょっと再質問といいますか、確認をさせていただきたいんですけれども、まず最初にございました剪定枝の拠点回収というところでございます。

一般廃棄物処理計画の令和3年の見直しのときに、剪定枝資源化の推進は目標として掲げられて続けられていたと、そのまま目標として資源化すると。この資源化というのがちょっとみそなんですけれども、どういったことを資源化というのかはいろいろ解釈があると思いますけれども、そういった資源化を掲げながらも、平成29年につくられましたその計画ですね、ステーション収集や拠点回収方式という方策がなくなってしまって、この目標数値を達成できないとさっき言われましたけれども、そういった粉碎機の無料貸出しや購入補助制度のみとされたというその辺りの理由が分かったら教えていただきたいです。

それと2点目ですが、エコロジーセンターの運営・活用につきましては、公共機関でのものも持ち込めるというような、そういった御回答がございましたけれども、実際に町から委託しておりますようなシルバー人材センターさんなどの判断は、全く受け付けてくれないというような、事業系だということで駄目だというような判断がそのまま浸透しておるような形だと思います。

ですので、エコロジーセンターから、そういった施設の管理者並びに作業を請け負ったシルバーさんに細かなルールや対象物の制限はもちろんあると思います。そういったことを改めてやはり周知徹底していくということをされないと、ちょっと偏りがちかなと思いますので、その点についていかがでしょうか。

以上2点ですけれども、よろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

民生部長 中村治彦君。

民生部長（中村治彦君）

再質問2点いただきましたので、お答えさせていただきます。

まず、1点目の計画の見直しに伴うお話ですが、計画の見直しを行う際に、廃棄物減量等推進審議会の会議の中で議論をしていただいております。その内容につきましては、エネルギーの再利用、資源化のためには膨大な財源とその仕組みが必要であるということ、また本町レベルでは剪定枝が必要量収集できるのかというのが大きな課題となったと聞いております。そのため、少量にはなりますが、剪定枝粉碎機貸出事業と購入補助事業に施策をシフトすることになったというふうに聞いております。循環型社会を目指すためには、先ほどの答弁で例示させ

ていただきました木質バイオマス発電所だとか、そういったことで模範的なスキームができないか模索したいと思っております。

拠点回収方式につきましては、まずは資源化、サステナブルな仕組みがまず構築された際に採用する方式の一つであるのではないかと認識しております。

2点目でございますが、議員御指摘のとおり、現在町が業務の多くを委託している御嵩町シルバー人材センターには周知していく必要があると考えますので、今後周知をさせていただきたいと思います。

要綱の規定を先ほど申し上げましたが、誰がどこのこういったものならエコロジーセンターに搬入できるのかは、遵守しなければならないのは、先ほどの答弁のとおりでございます。新たな施設については、その規模や搬入内容等により、各種法令や計画策定等、様々な規制をクリアしなければならないことは議員も御承知のとおりだと思いますが、場所の選定も課題の一つです。

繰り返しになりますけれども、今のエコロジーセンターをうまく活用していくという方法で進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

〔3番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

3番 山田徹君。

3番（山田 徹君）

ありがとうございました。

1点目の計画というか、方策をシフトしたという点でございますけれども、御嵩町は御存じのとおり環境モデル都市として、長年低炭素社会を目指してきた町の姿勢がございます。そして、先ほど町長の施政方針にもございましたけれども、SDGsの理念の中で脱炭素社会を目指すというようなことを計画として今後打ち出していかれるのでありましたら、町外へ持ち出していくばかりではなくて、例えば町域内で何とか資源化できる方策を探れないかと。そういったシステムができてから、そういった仕組みをつくっていくというよりは、仕組みをつくりながら、そういったシステム化を図っていくといったことも一つの方策ではないかと。前へ進むという行政においては、一步先へ進んだそういった方針、方向というのが必要になってくるかと思われま。

それと2点目、シルバーのほうへの周知ですね。あわせて、例えば公共機関の学校の先生方へとか、そういったところへも、こういうルールだよ、システムになっていますよというようなことを御説明していただけるとありがたいと思います。

ちょっと要望めいたことになりましたけれども、これで私の一般質問を終わらせていただき

ます。ありがとうございました。

議長（大沢まり子君）

これで、山田徹君の一般質問を終わります。

続きまして、10番 高山由行君。

質問は、一問一答方式と配付してあります資料を用いての質問の申出がありましたので、これを許可いたします。

10番（高山由行君）

議長のお許しがいただきましたので、私、約4年ぶりになりますが、私の一般質問をさせていただきます。

通告書に従いまして質問させていただきますが、何せ久しぶりの質問ですので、新人議員の方に失礼ですが、同じような優しい対応で、不備な点がありましたら御容赦いただきまして大目に見ていただければ幸いです。よろしくお願いします。

今回の私の一般質問は、渡辺幸伸新町長に、町長選挙で町民に対して訴えてきたことや今定例会初日に発表されました施政方針と重複するかも分かりませんが、町長に与えられた4年間の重点政策等、また選挙から2か月半経過し、御嵩町役場に入られ、町政の実務を行ってきた現在の心境などをお聞きして、私の質問で新町長の所信が御嵩町民に伝わる一助になればと思っております。

制度上、この質問原稿が定例会初日前に提出されていますので、答弁内容が施政方針と重複している部分に関しましては、御容赦、御配慮をお願いしたいと思います。また、町長の所信表明が町長のマニフェストに沿って原稿が書いてあるというふうに確認しておりますので、重複する部分がありましたらよろしくお願いします。

渡辺幸伸町長におかれましては、私たち議員と同日ではありましたが、一騎打ちの選挙を大差を持って制しまして当選されましたこと、誠におめでとうございました。得票数5,903票、相手候補が2,285票でしたので、3,618票差、ダブルスコア以上のトリプルスコアに近い大差で当選されました。投票総数に対する得票率は70.6%で、投票された方の7割以上の方の支持が町長にありました。

相手候補が前政権からの脱却を訴えられ、政策変更していく方向だと一部明確に数字なども出して、今後の町政運営を担わせていただきたいと言っておったと記憶しております。

渡辺町長も、細かな選挙公約、マニフェスト等については後ほどお聞きしますが、討議資料等には「チェンジ！みたけ」とあり、新しいリーダーが御嵩町を立て直しますと訴えており、選挙争点がもう一方の方とあまり見えてこない選挙になったと感じております。選挙に対する渡辺陣営の選挙戦略もあったでしょうが、結果を見れば、渡辺陣営の戦術がよかったというこ

とになりますでしょうか。

まずは1つ目の質問で、この選挙結果、投票率57.49%、得票5,903票、得票率70.6%等、選挙結果に対する町長の所感をお伺いします。相手候補との政策的な違いがあまりないように、今回、先ほど申しましたが、その疑問にもできれば答弁に含んでいただければ幸いです。

6月25日の町長選挙を制し、はや2か月半経過しました。すぐにでもいろいろな政策を打ち出し、動きたいところの中、挨拶回りもあり、職員の人心掌握もあり、対外的な動き、内部の動きと大変忙しい2か月半になったと思います。

それでも、政策総点検、車座懇談会の開催など矢継ぎ早に指示され、この議会には補正予算等、私のあれでは6個か7個、矢継ぎ早にやる政策を打って予算を計上されておりますが、目まぐるしい日々を送っておられ、少し落ち着いて考えるところまではいかないかも分かりませんが、改めて御嵩町の町長になられ、御嵩丸の船長、船頭という立場で、御嵩町のかじ取りを担うに当たっての決意と現在の心境などをまず第1点目にお伺いします。よろしくお願いします。以上です。

議長（大沢まり子君）

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

高山議員よりいただきました町長選挙についての御質問に対して、所感や心境などお答えいたします。

6月25日執行の町長選挙において、町民の皆様から厳粛なる信託を賜り、光栄であるとともに、その重責の重さを痛感しているところでございます。

御嵩町に住みながら地域と関わり、県庁へ通う日々の中、町の課題が深刻化していくことを目の当たりにするにつれ、町政の混乱が見られました。この混乱に終止符を打ち、行政マンとしての37年間の経験と県とのネットワークを駆使して、安定した町政にしたいという強い思いで立候補をさせていただきました。

この混乱に立ち向かうためには、対立や分断でたもとを分かつのではなく、町民、あるいは行政、議会、それぞれの思いに共感すべきであるということを考え、そのために対話を第一の姿勢で臨んでまいりました。

このため、町長選挙においては、あえてこういった争点をつくることなく、まずはフラットな状態で全ての課題を見極め、解決の方向性を見いだしていくとの思いで進めてまいりました。

改めて町長選挙を振り返ると、直近で選挙戦となった平成23年執行の町長選挙と比較して、投票率が約8.7%も下がっており、町民の皆様が行政に関心を寄せなくなった一つの指標であ

るというふうに考えております。この要因が何であるのかをしっかりと見極め、受け止める必要があるというふうに感じたところでございます。引き続き、この投票率の下がった要因を分析検証し、その結果を踏まえて、行政離れに歯止めがかけられるよう努めてまいりたいというふうに思っております。

町長に就任以降、町の行政課題の本質が何であるのか、それを見極めるために日々各課における課題の説明を受け、自分自身が感じた疑問をぶつけては確認の作業を行うというようなことを繰り返しながら、重要課題に向き合う方向性を模索してまいりました。選挙などを通じて町民から直接聞こえてきた情報が、組織の長として確認してみると異なる内容として伝わっているケースもあり、正しく町民に伝わっていない現状があることや、そもそも伝え方に課題があることなども見えてまいりました。

例えば、行政の文書が難しくてもっと簡単に分かるように伝えてほしいなど、車座でも出ていた意見ですけれども、そういったこともございます。選挙では多くの町民の皆様の声を伺ってまいりましたが、ほかにも潜在的な声はまだまだあると考えておりまして、少しでも多くの町民の皆様の声に耳を傾けて行政運営を行うために車座懇談会を始めたところでございます。

一方で、行政の現場では、現政権、政策の総点検を進めており、今後この結果を基に政策の優先順位づけを判断していくこととしております。誰もが御嵩町に愛着を持ち、誇りを持てるまちづくりを目指して、町民からの視点、行政からの視点、外部からの視点など、バランス感覚を研ぎ澄まし、地に足のついた行政運営に心がけ、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

〔10番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

10番 高山由行君。

10番（高山由行君）

1問目、町長の所信が伺えたということで、鈴木秀和議員、岡本議員の各政策についての深掘りとはまた違う町長の一面が今少し聞けたということで大変うれしく思っています。安定した政権ということで、選挙結果、町長の選対の中では80%の得票を取って、安定政権に持っていくという言葉が漏れ聞こえておりました。その70%の数字が、町長はどうやって思われておるのかも一度聞きたいですが、それは得票率が高いのは、町長にとっては当たり前なのですが、その10%の違いが町長の政権には影響するのですか。1つだけ、ちょっと聞かせてください。

議長（大沢まり子君）

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

ありがとうございました。

10%の違いが影響するののかという御指摘でございましたけれども、決してそのように思っておりませんで、いただいた一票一票というのは一つずつ重みがございますので、その重みをしっかりとかみしめ、初心忘れることなく、しっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。

〔10番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

10番 高山由行君。

10番（高山由行君）

もう一点、先ほどの鈴木議員、岡本議員の答弁の中で、やはりまだ町長は今いろんなことで調査、点検、今の御嵩町の役場の中とか、政策等の点検をこれからずっとしていくということで、町長のまだお考えをはっきりと今は聞く耳を持って聞いている状況だと思っています。

車座にも私、2回ほど参加しましたが、まだ聞くだけ、聞くだけの今は時期かなとは思っておりますので、あえて町長には突っ込んだ質問はしませんが、町長の選挙前の心境と選挙後、御嵩町の役場に入って2か月半過ぎた心境の違いがおありでしょうか。

議長（大沢まり子君）

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

ありがとうございました。

心境の違いということでございますけれども、やはり選挙戦を戦う前というのは、やっぱり何も分からない状態で、僕もいろんなところで申しましたけれども、行政経験が37年、あるいは県とのネットワークとかという部分、そういったもののしか、今まで自分として特徴的なものがないよというようなことも言っていました。

そういったことを踏まえて選挙に飛び込み、それから今、その結果としてこの壇上におりますけれども、そういったことを踏まえても、日々新しいことばかりでございますし、今まで予想していなかったこと、それからやっぱり外から見ていただけではなかなか分からないこと、そういったことも見え隠れして、それもよかった点、それからこれは改善したほうがいいなと思う点、そういうのが客観的に見える部分もございますので、そういった点をしっかりと自分の感覚を信じて、今一生懸命進めているところでございますが、そういった意味で所感の変化という点では、全く新鮮で日々新しいことにチャレンジ、取り組んでいるというのが今の心境でございますけれども、当時想定していたものとは若干ちょっと違って、やっぱり職員の皆

さんも一生懸命頑張っている姿もよく分かりましたし、そういった点で御嵩町が今後どうあるべきか、そういうこともしっかり今後見ていきたいというふうな思いに今駆られているところでございます。

〔10番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

10番 高山由行君。

10番（高山由行君）

ありがとうございました。

議長、これで1問目の質問は終わりたいと思いますが、どうしましょう。

議長（大沢まり子君）

2問目に対しては、質問だけど終わっていいですか。それとも……。

10番（高山由行君）

いいですよ。

議長（大沢まり子君）

それでもよろしいですか。お昼で……。

10番（高山由行君）

まだ20分あるので質問だけはできると思いますけど。

議長（大沢まり子君）

じゃあ、答弁は午後からといたしますけれども。

10番（高山由行君）

はい、いいですよ、それで。

議長（大沢まり子君）

2問目をお願いいたします。

10番（高山由行君）

引き続き2問目に、また町長に御登壇していただきますが、町長の選挙公約、先ほども申しましたが、所信表明で選挙公約に沿って町長は原稿を書かれておるようでしたので、重複するところもありますが、政策を深掘りというほどのところまではいかないかも分かりませんが、まず順次聞いて、町長のお考えを町民に伝えたいと思っています。

まだ、私も町長と直接深いお話はしたこともありませんし、まだ時間もありません。議長、副議長はそういう話もあったように思いますが、町長が公約、マニフェストという言葉をあまり使っていないような気がします。意識的に使っていないようであれば、そのようにお答えくだされば結構ですが、この質問が私が知り得た情報等での質問ですので、町長選挙に臨むため

の討議資料のリーフレットや選挙チラシ、町長の公式ホームページ、公式ユーチューブ、御嵩町ホームページの町長挨拶、ほんとみたけの町長就任の御挨拶などからになります。

皆さんには資料がわたっておと思いますが、町長のチラシの中で政策的なことが書いてあるのを配っておりますが、町長はあえて公約という言葉を使わないのは、渡辺幸伸の5つの約束として、そういう約束という言葉を使っているからだと推察しておりますが、町長が選挙で訴えてきたことを見てもみると、2つの理念、5つの約束、14のプランに整理されております。

町長の考える重点課題、新庁舎建設計画、リニア残土処理問題、耐震化が必要な施設の対応、伏見小大規模改修、亜炭鉱廃坑の充填問題、名鉄広見線の存続、6点のうち5点が基本理念1の町民が誇りを持てるまちづくりに入っており、名鉄広見線の存続のみ、基本理念2の協働・共創によるまちづくりに入れてあるように思います。

私が思うに、基本理念1は、過去と現在の課題を解決してのまちづくり、基本理念2は、未来に向かってのまちづくりと勝手に解釈しております。

各種政策である14のプランの質問に入る前に、まず3点お伺いします。

町長は、「チェンジ！みたけ」と討議資料にあります。町政の継続性、政策の継続性についてどうお考えでおりますでしょうか。一般論でもいいですし、ずばり今の御嵩町のことにしても結構です。

2つ目に、それに関連しますが、前渡邊公夫町長の政策を踏襲される政策と引き継いで実行される政策は幾つかありますでしょうか、お聞きます。

3番目に、先ほども町長は、すぐやれること、やれないこといろいろあるよという話でしたが、すぐ実行する政策、腰を据えて熟慮して実行に移される政策といろいろだと思いますが、町長が示してきた政策にいろいろ調べて優先順位をつけるという答えが出ておりますが、先に個別の政策に入る前に3点についてお答えいただきます。

引き続き個別政策についてお伺いしていきます。

町長発信の討議チラシより質問しますので、町長の私の配ったチラシのコピーをまたいただければ分かりやすいと思いますが、さきに申し上げました町長の政策は、2つの基本理念、5つの約束、14のプランから成っております。

まず、約束1の町政総点検です。

プラン1は、政策総点検を実施し、全ての事業を評価・見直しとあります。既に全庁挙げて取組が始まったみたいですが、来年3月をめどに政策総点検を済ませ、その後、評価・見直しと私は考えていますが、町議会、町民に対して中間報告みたいなものは考えていますか。全協等にもお答えを少しいただいておりますが、お答えください。

点検後の事業評価ですが、職員が自分たちで評価するのか、それこそ第三者に見ていただく

手もあるようですが、最終町長がいろんな判断をするのは分かっておりますが、その政策評価は誰がしますか。

事業評価は予算を伴い、拡充なのか、継続なのか、縮小なのか、廃止なのか。予算案が提出される前が望ましいと考えますが、来年の第1回定例会にスケジュール的に間に合いますか、これが。お聞きします。

続いて、プラン2は、重点課題（庁舎、リニア残土）の速やかな検証・提案とあります。先ほども申しましたが、鈴木議員、岡本議員が深掘りして質問されておりますので、リニア残土処理問題にははっきりと先ほどもゼロベース、そういう言葉が使われています。新庁舎建設計画に対して、ゼロベース、白紙という言葉は使っていないような気がします。

プラン2では、速やかな検証・提案とあります。リニア残土処理に反対されている団体の方と会議を持たれたということを知っておりますが、両問題とも長きにわたってもめてきた経緯もあり、検証にも時間がかかりそうですが、先ほど鈴木議員も聞いておられましたが、どのようなスケジュール感で進めていきますか。

美濃加茂市では、1年をかけて新庁舎建設のロードマップを作成し、市民アンケートを実施。現在、建設計画に対して理解醸成を目指して市民ワークショップが開催されていると聞いております。美濃加茂市の現庁舎は耐震補強がされており、時間がかけられますが、御嵩町の現庁舎は耐震性がなく、早く何とかしないといけないことは町長も理解されていると思います。

現庁舎に町長として入られ、150人からの部下ができた現在、新庁舎建設に対してどのような思いでおられますか、お伺いします。先ほども聞いたように、選挙の始まる前、選挙後の心境の違いというものはここにでもあると思います。

次に、約束2の安全・安心な暮らしの確保に移ります。

プラン3は、高校卒業（18歳）までの医療費の無料化です。岐阜県でも6割以上の自治体で実施されている政策ですし、今定例会での動きがあるようですので、補正予算で上げておりますので今回この質問はいたしません。今定例会で予算計上しておりますので、その説明は聞いておりますので、これはお答えできる範囲でよろしくお願いします。

プラン4は、伏見小の大規模改造、中保育所、中児童館の耐震確保、亜炭鉱廃坑の充填予防事業の確保、この4つの政策のうち、伏見小改造、中保育所、中児童館の3つの建物建設は新庁舎建設問題と相絡まって進みませんでした。

中保育所、中児童館の建物は特に緊急性があり、私もその新庁舎の建設に賛成した議員ですが、移転新築の話も中断しております。伏見小学校の大規模改造も、児童の学習環境の改善で待ったなし、中保育所、中児童館は面倒を今現在見てくれている事業者の意向もあり、園児の生命に関わっていることは先ほども町長も申されておりました。どのような政策決断をいつの

時点でされるのでしょうか、少し伺います。

亜炭鉱廃坑充填は、現在対策工事が順調に進んでいます。それでも、対策工事は亜炭鉱廃坑の半分も埋まっておりません、まだ。令和7年度以降の予算確保に陳情活動を町長もすると思いますが、私たちも12月になろうかと思いますが、地元国会議員に対して、議会も東京に行って陳情活動を行おうかなとは思っておりますが、町長は県職員で長くやってきたその関係で、知事ルートで陳情活動を行うのか、議会のほうも何年か前は町長と一緒に陳情活動を行っていました。ここ数年は、議会は議会、町長は町長単独で陳情活動を行っておりますが、町長はどのように陳情活動をしますか。私たちの要請があれば一緒に行って、一緒に陳情活動の場面もありますでしょうか。

次に、約束3の環境保全の問題です。プラン7、8になります。

脱炭素社会の実現とSDGsの考えを目指したまちづくりを掲げております。御嵩町は平成24年に環境モデル都市に選定され、10年以上、低炭素社会の実現を目指して行動してきました。前渡邊町長の肝煎りの政策でして、4年後の2015年の国連サミットでSDGsが採択され、2030年までの国際目標でしたが、ほとんどの環境モデル都市がSDGsに移行する中、御嵩町は変わりませんでした。

2030年まではあと7年であり、15年の半分が過ぎた今、渡邊町長はSDGs未来都市を目指すのか、SDGsの考え方を取り入れたまちづくりを目指すのか、いかがですか。役場組織改編も考えておられますでしょうか、お聞きします。

次に、約束4の人口の流出超過を解消のプラン9、プラン10、プラン11は、御嵩町の魅力を高め、理想ではありますが、流入人口を増やし流出人口を減らす政策ですが、どこの自治体でも流入人口を増やそう増やそうと財源的にも四苦八苦しているように思います。

プラン9、プラン10、プラン11は、財源をどうするか悩むところであります。名鉄広見線の存続にはこの先も財政支援が必須ですし、学生の就労支援や奨学金の上乗せ支援は、町単独でもやっていくのか、町の一般会計からの持ち出しでも、この政策は町長としてやっていくのか、お聞きします。

プラン11のチャレンジ企業の応援とは、人的な応援なのか、財政的な応援なのか。これも町単独事業としてやっていくのか、伺います。

もう一点聞きたいのは、少子高齢化が進み、人口減少が止まらない中山間部の自治体です。人口流入にお金を使うのか、若者の流出を止めるのにお金を使うのか、いかがお考えでしょうか。私個人では、お金があったら、よそから人を呼ぶのも大変結構なことです。それがほとんどの自治体での政策であります。御嵩町からよそへ若者を出さない政策、それにお金を使ってほしいと私は新しい渡邊町長にはそういう政策を打っていただければと思ってお

ります。

プラン12、13、14は、県職員を長くやってこられた渡辺町長の発想だと感じております。平成19年頃からの県の支援を受けまして、御嵩町のまちづくりを私も個人的には手伝ってきましたが、どこも同じでしょうが、よっぽどしっかりしたコンセプトとお金とマンパワーと政策の継続性がないと続きません。それでも御嵩町は中山道の宿場町の面影がまだ残せたほうだと思っております。

プラン12のまちづくりの担い手育成は、ぜひとも力を入れて実行していただきたい。蟹薬師の改修工事に合わせてのまちづくりの担い手の育成をお願いしたいが、町長にいい考えがあるか、腹案もあるか、ちょっとお伺いします。

最後のプラン14の御嵩町ファンクラブの立ち上げについての質問ですが、もともと自治体ファンクラブは地方創生の政策で、地方自治体の人口減少を食い止めるため、移住・定住を促進するための策ですが、町長の考えているファンクラブの立ち上げの目的はいろいろあると思いますが、狙いはどこにありますでしょうか、お伺いします。

先ほど申しました、外から人を呼ぶ政策なのか、内から外に出さない政策なのか。私も岐阜県の岐阜県人でありながら、岐阜県のファンクラブに入っておりますが、いろいろとお店の紹介とかああいうものが出てくるだけで、特にファンクラブであって得をしたなということはありませんでしたので、どういう政策を打っていかれるのか、町長の考えをお伺いします。

もう時間ですので終わりますが、町長の政策全般に対しての薄っぺらな質問になってしまいましたが、突っ込んだ質問は次回に回し、町長のいろんな政策点検の後にまた私の質問もしますので、今回はだらだらと長い質問でしたが、御答弁のほうをよろしく願います。以上です。

議長（大沢まり子君）

ここで暫時休憩をいたします。高山由行君のただいまの質問の答弁は、再開後といたします。再開予定時刻は13時といたします。

午前11時57分 休憩

午後 1 時00分 再開

議長（大沢まり子君）

休憩を解いて再開いたします。

高山由行君の2点目の質問の答弁からになります。

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

それでは、高山議員よりいただきました政策選挙公約についての質問に対してお答えを申し上げます。

初めに、町政の継続性や優先順位の考え方など最初の3点の質問について、関連いたしますので併せて御答弁いたしたいと思います。

中にございます約束という表現でございませけれども、公約と表記は違うんですけど中身は一緒でございませ。より平易な言葉でちょっとお伝えしたいということで表記しておりますので、よろしくお願いいたします。

私は、選挙によって町長が替わり、行政運営の方針が変わったとしても、住民サービスや行政機能の停滞を招くことは絶対に許されず、これが行政の継続性であり、地方自治の本質であるというふうに考えてございませ。

選挙で町民の皆様へ伝えてまいりました「チェンジ！みたけ」とは、時代の変化を踏まえ、現状からチェンジすべきところは改善・改革を進めるという行政運営の方針を示したものでございませ。町民ニーズがどこにあるのか、町政の方針と乖離がないのか、その違和感を見過ごすことのないよう全方位に目を配る。実は、そこにこそ多くの課題解決のヒントが隠されている、これを形にしていくことで政策実現につながると、このように考えております。

政策の継続性は、町の信用度にもつながる大事な支援でございませ。大切なことや本質を見抜くためにも、町民の皆様や議会の声を踏まえて、変化に応じた決断をしていかなければならないと感じております。

前町長の4期16年の大きな功績といたしまして、今まで誰もなし得なかった亜炭鉱廃坑の予防充填事業をはじめ、御嶽宿周辺の活性化への取組や将来の政策目的を図るため、基金への積み増しと町財政の健全化を進められたことが上げられます。これらについては、しっかりと引き継いでまいりたいというふうに思っております。町民の皆様の命に関わる事業を最優先するとともに、現在直面する課題に目を向けて安全・安心なまちづくりに取り組んでいきたいと考えております。

重要課題に向き合っていくためには、今までの政策の在り方の検証を重ね、議論し、方向性を定めて取り組んでいくことは当然のこととございませ。新庁舎、リニア、亜炭鉱廃坑、名鉄広見線、これらは相手や期限のある重要な課題でございませ。いずれの課題も解決していかないとほかは進んでいきませんが、合意形成には一定の時間が必要なものでございませ。安心・安全のまちづくりに欠かせない一方で、子育て支援や高齢者福祉、あるいは防災など緊急性の高い重要課題以外の事業についても、早急に進めていかなければならない事業が数多くあるというふうに認識をしております。しっかりと地に足つけた行政運営を行うため、車座懇談会や政策総点検などを通じて優先順位を検討し、整ったものから順次進めてまいりたいというふう

に思っております。

個別政策に対する質問を大変多くいただいておりますが、議会初日に施政方針をお示ししておりまして重複する部分もございますので、お尋ねのポイントに絞って答弁のほうをさせていただきたいと思います。

初めに、政策総点検の議会、町民への報告でございます。

政策総点検は、見直すべきところを検証し、必要な変化に対応した新たな政策展開に向かっていくためのものがございます。私を本部長とした総点検本部による決定の前には、当然議会の御報告し、御意見をいただくことを予定しております。その後、町民の皆様に対するパブリックコメント等を通して御意見をいただく予定でございます。

次に、評価の方法でございます。

職員が町民の皆様の目線に立って、担当する事業を必要性、妥当性、有効性、効率性の4つの視点とインプット、アウトプット、アウトカムの3つの実績を踏まえて評価、見直しを行っております。この事業評価を通じて、職員の仕事に対する誇りと責任感を持った意識改革につなげていきたいというふうに考えてございます。

次に、予算への反映でございますが、政策に反映できるものは速やかに令和6年度当初予算に組み込んでまいりたいというふうに思っております。

新庁舎建設のスケジュールにつきましては、これまでに町が進めてきたプロセスについて、第三者による検証を進めてまいります。年度内には検証結果の報告をいただき、その報告を踏まえて、改めて新庁舎に求める機能、規模感、費用など多面的に検討してまいりたいというふうに思います。

次に、新庁舎建設に対する思いということでございますが、現在耐震化されていない庁舎で働く職員や来庁者の命の安全は何より優先すべき問題だというふうに考えます。命を守ることが当然の責務であり、早急に対応策を検討しなければならないと、より認識した次第でございます。

今後の状況につきましては、職員や来庁者の命を守ることと新庁舎の整備計画、これは切り離して考えていくことも想定していきたいと思っております。

次に、児童が通う伏見小学校につきましては早期に着工したいと考えており、事業開始に向けた準備として、伏見小学校大規模改造に係る改修設計業務委託を発注し、準備を進めてまいります。また、中保育園及び中児童館についても庁舎同様未耐震であり、最優先の課題でございます。これも第三者委員会の検証を受けて方針を検討してまいりたいと思っております。

なお、中保育園については、既に運営事業者が決まっており、協定締結に至ったプロセスを尊重する必要があることも認識をしております。

皆さん御承知のとおり、現在進めております亜炭鉱廃坑対策の後継事業は保証されておりません。議員の御指摘のとおり、未対策地域も多く残っていることから、引き続き対策が必要でございます。予算確保に向けて、岐阜県そして町議会と一体となって要望していきたいと考えておりますので、議員の皆様の御協力をお願いしたいと思います。

ルートという御質問もございましたが、目的ははっきりしておりますので手段は問わないつもりでおります。効果的なものであれば、しっかり対応していきたいというふうに思っております。

先人から受け継いだ御嵩町のこの豊かな自然と共生した生活を次世代に引き継いでいくため、今を生きる私たち世代の責任として、SDGsの考え方をまちづくりに取り入れていくことは大変大切なことだというふうに認識しております。しかしながら、必ずしもSDGs未来都市に選定されなければならないとは考えておりません。SDGsの理念は、町政運営、まちづくりの根幹に関わるものと考えており、次期総合計画の策定と併せて町独自の、仮称ではございますが、御嵩町SDGs推進基本計画を策定し、取り組んでまいりたいと思います。

次に、名鉄広見線は御嵩町にとって、町民の皆様の移動手段の確保、あるいは観光振興など、にぎわい創出の観点からも大切な公共交通であります。今まで同様、名鉄広見線の存続を目指してまいりますが、際限なく財政支援を行いつけることは困難でございます。このことを念頭に置きながら、引き続き沿線自治体と共に、国・県の協力もいただきながら、当該線区の在り方や方針を探るとともに、沿線の活性化策を講じ、まちづくりの重要なアイテムとして活用してまいりたいと考えております。

次に、学生支援についてでございます。

御嵩町出身の卒業生が地元企業に就職しない、あるいは地元企業の雇用に結びつかないといった現状がございます。公約に掲げる就労支援金や奨学金制度については、遠方の卒業生のＵターンなど町内への就労・移住、あるいは定住につながる人口増加対策として実施していきたいと考えております。

チャレンジ企業支援についてでございます。

今年度実施しております副業・兼業人材活用事業は、課題を抱える町内企業とマーケティング、人材育成等、企業の経営課題に合ったスキルを持つ都市部の人材をマッチングし、町内企業の新たな挑戦を手助けするものとなっており、継続的な応援事業としていきたいと考えております。また、IT企業などが空き家などを活用して移転進出しやすくなるようリノベーション事業について、その支援制度についても検討してまいりたいと思います。

次に、人口対策へのお金の使い道ですが、人口の流出超過の解消を進めていくためには、先ほど申された人口流入対策、若者流入対策、どちらも行ったとしても一定程度の事業費を支出

していくこととなりますが、効果的な使い方とするためには一過性の事業で移住だけに終わるのではなく、定住につながるような事業を見極めて展開していく必要があると考えております。議員から御意見ございました若者流出対策、難しい問題ではございますが、しっかりと検討していきたいというふうに思っております。

次に、まちづくりの担い手につきましては、活動メンバーの固定化や高齢化等により、団体の維持や活動の継続が課題であると認識をしております。町内外で活躍される方々が意見やアイデアを出し合い一緒になって取り組める、これも仮称でございますが、まちづくり協議会を立ち上げ、点在する町内の観光施設などを周遊できるような仕組みづくりにも取組をしていきたいと考えております。

最後の質問、ファンクラブについてでございます。

ファンクラブは、町内外の人々との多様な交流を通じて、まちづくりへ積極的に関わっていける道筋ができることを期待して設立するものでございます。町民の皆様にとって、町の誇りの基になるものは、まちづくりであると考えております。

町内の魅力や特産品となるものを見つけ、それを磨き、情報発信していくといったプロセスを通して、町への愛着や誇りを醸成していくことにつながってくると思います。町外の人に対しては、効果的な情報発信を通して、町への訪問者を増やしていきたいと考えております。御嵩町に何かしらの関わりを持つ関係人口を増やし、そこから一歩踏み込んだ交流人口をつくり出し、さらには移住、そして定住につなげていきたいと考えております。

また、町民同士でちょっとした助け合いを行ったり、さらには町民の皆様の課題解決のためのサポーターを外部に求めて交流につなげていくことも併せて検討していきたいと思います。

3点ほど例を申し上げましたが、このような仕組みを町民の皆様との協働・共創でつくり上げ、ファンクラブの会員となった町内外の方々が様々な形でこの御嵩町に関わる中で、新たなプレーヤーとしてまちづくりに携わっていく、そのようなファンクラブの発展を期待するものでございます。

多項目にわたりましてのお答えになりましたが、以上で答弁とさせていただきます。

〔10番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

10番 高山由行君。

10番（高山由行君）

町長の答弁ありがとうございました。

多岐にわたって質問しましたので、町長の今のお答えが町民にどう伝わるかは分かりませんが、まず1点、何点が質問させていただきました質問、渡邊町長の政策を踏襲される政策とい

うことで、亜炭や御嶽宿や基金をたくさん積み増したということで行財政改革をしてきたことは評価できるというお言葉だったと思いますが、これで行財政改革の中で私たち町民が思うのは、あまり緊縮になって、これを本当はやってほしいんだけど、庁舎の建設の問題もありました、大きな理由がありましたけど、これから町長は使うところには使う、集中的に使うところには使う、そういう考え方でよろしかったですか。当然、町の財政を受け持つ町長ですので、行財政にはしっかりとした考えがおありだと思いますが、そこら辺どうでしょう。

議長（大沢まり子君）

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

御質問いただきましたのは今の緊縮財政と、それから優先順位をつけた課題解決というようなことになるかと思いますが、当然、先ほども若干申しましたけれども、安全・安心のまちづくりという概念、これは最優先事業になってくるかと思いますが、そういった中で、例えば全てにおいて緊縮にして、めり張りなくシーリングするとか、そういうことではなくて、やはり必要な事業、緊急性の高い事業、安全・安心にとって必要な事業、これはめり張りを持って、逆に率先してその事業に予算化していく。そういった部分を通しまして、よりよい予算の効率的な進め方をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

〔10番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

10番 高山由行君。

10番（高山由行君）

次に、今始まった町政、政策総点検ですね。政策総点検は、庁舎のことについては第三者委員会、リニアのことについては審議会等を設けるという予算も今回出ておりますが、政策の全部の総点検に対しての町長が最終判断するための評価自体は、下からボトムアップで上がってきたものを本部長の町長が最終的に判断するという形でよかったですか。

その間には、当然課長クラス、部長クラスと順番に評価が上がってきて、評価しながら町長のところに最終来て、町長が政策判断をするという考え方でよろしかったですか。

議長（大沢まり子君）

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

政策総点検についての御質問でございます。

政策総点検を職員が仕事への誇りと責任を持った意識改革を行うという目的で進めておりますし、町民にとって優先順位をつけながら、しっかり点検をしながら、優先順位をつけて進め

ていきたいと思います。職員がその評価性等を踏まえて検討したものについて、やはり同じように課長、部長と上がってくる中で、いろいろとその見方、客観性も変わってくるでしょうから、そこを判断した上で、最終的に私のほうで判断をさせていただこうというふうに思っておりますし、さらに議会のほうにお諮りするとともに、行政改革推進委員会等に御報告して意見をいただくことも考えていきたいというふうに思っております。

〔10番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

10番 高山由行君。

10番（高山由行君）

ありがとうございます。

なぜ私、その質問をしたかという、やはり今は政策を議会で点検するということをどこの市町もやっています、御嵩町は途中までいいところまで行きましたが、なかなかその制度をつくるまでには至らなかったですけど、自分たちで評価するんじゃなしに、やはり手前みそにならないように第三者にその評価を聞くと、委ねるんじゃなしに意見を聞くという形にどこも今はしておるようです。

町長も政策総点検、これじゃなしにいろんな政策には外部の人間を使うということでしたので、これにも外部の人間が必要じゃないかなと思って聞いたんですが、これは自分たちの中のことを自分たちで点検するということで、再度お聞きしてもよろしいですか。

議長（大沢まり子君）

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

ただいまの件につきましてでございますが、基本的には内部のほうでしっかり見て、それを判断していこうというふうに思っておりますが、先ほど申しました町民の方にパブリックコメント等をという機会に御意見をいただくことにしておりますし、その後いろいろな説明をする中で、それについての意見というのは当然出てこようかと思っておりますし、先ほど若干申しましたが、行政改革推進委員等にも諮りながら、意見をいただきながら進めていきたいというふうには思っております。

〔10番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

10番 高山由行君。

10番（高山由行君）

ありがとうございます。

あと、プランの9、10、11の名鉄、学生支援、チャレンジ企業支援というのは、名鉄にしても補助金はない、あとの学生支援、チャレンジ企業の支援は県や国からの補助金をこれから探すと思いますが、私が聞きたいのは町長の政策の重要性、どう考えておられるかということを少しお伺いしたいのでここで聞いたわけですが、やはり政策というのは財源ありきの政策であって、財源をどこに求めるかということが大変大切でありますので、町長の重要と思っている政策に関しては、町の単独事業でも一般財源でもやるような気持ちでおられるのか、町長の思いをひとつ聞きたかったのが町単でもやるかという質問でしたけど、今は政策の総点検をしてからそこら辺は決めるということによろしかったですか。

議長（大沢まり子君）

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

予算の使い方というとおかしいですけど、財源の確保の仕方というのも含めてですけれども、私のほうで公約、あるいは先ほど言いますと約束、プラン14というような形で進めておりますけれども、必ずしもそれに財源が伴って確保できた上でそれを描いたわけでもございません。私がお話した内容についても、しっかり総点検する項目の一つとして見た上で、財源上、非常に非効率だということであれば、それは幾らこの公約云々の中であったとしても、それはより効果的な方法を模索するというような形で変更、修正をしていくこと、これも十分あり得ることだというふうに思っております。

〔10番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

10番 高山由行君。

10番（高山由行君）

ありがとうございました。

最後のプラン12、13、14のまちづくり協議会というのは、奥村さんが後からやるようですので省きますが、実際、まちづくりに関しては私もずっとやってきた自負がありますが、若者の参加が少ないとか、まちづくりをしてきた人がみんな年を食って参加できないとかといういろんな問題がありまして、役場も私たちも危惧しております。薬師祭礼の件もあります。あの宿場町をどうしていくかということも、平成19年から県の応援をいただきましてやってきましたが、なかなか先ほども私の質問の中でありましたように、ビジョンがなければ継続性がないということで、今、一つ立ち消えになっている部分がたくさんありまして、新しい、こう言っちゃなんですけど、いい若者が今たくさん出てきていましてね。町長も町を歩いておられるので、大分顔も覚えてきたと思いますが、あそこら辺の熱のある、情熱のある若者をぜひ引っ張って

いっていただきまして、御嵩町のまちづくりに寄与していただくということを町長も一緒に共になって、質問じゃありません、ごめんなさい、要望ですが、よろしくお願いします。

ファンクラブのほうも、これが本当に御嵩町の町民が外へ流出していかないような政策になっていければと私は思っています。そのためには、財源的なお金を使っても、町長の方針で私はいいと思っておりますので、ぜひ推進していただきたいと思います。

これで一般質問は終わりますが、最後余談ですが、一般質問と全然関係ありませんが、かにさんくらぶで町長がインタビューを受けておられまして、無人島のくだりの件は、もう私、最高な、私の思うところです。1つ要望があるなら、町長の女房役でもある副町長、隣が空いておりますので、早く提案していただければいいかなと思っています。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（大沢まり子君）

これで、高山由行君の一般質問を終わります。

続きまして、2番 広川大介君。

質問は、一問一答方式の申出がありましたので、これを許可します。

2番 広川大介君。

2番（広川大介君）

議長の許可をいただきましたので、初めての一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

私、新人議員でありますとともに、御嵩町に住んでまだ7年弱でございますから、過去の経緯など、まだまだ勉強不足なことも多いと思います。その辺り、ぜひ御容赦いただければと思います。よろしくお願いいたします。

一問一答形式でお願いしておりますので、まず1つ目、人口減少対策について質問させていただきます。

御嵩町の人口は、国勢調査ベースで平成7年の1万9,980人をピークに減少の一途をたどっており、特に近年は毎年1%程度の安定した減少を続けています。本年8月1日現在の人口が1万7,744人、平成7年のピーク時からの28年間で約2,200人、11.2%減少したことになります。

現在、御嵩町は名鉄広見線の維持という問題も抱えていますが、今後もし名鉄広見線が廃線となってしまったら、人口の維持が一層困難なものになってしまうわけですから、一刻も早く数値としての結果を出していくことが必要なタイミングになっていることを強く認識しなければなりません。

さて、御嵩町では令和2年3月に御嵩町人口ビジョンを提示されましたが、新型コロナの流行や町政の混乱などの影響により、想定が取組ができなかったのではないかと想像しておりま

す。

そこで、幾つかお尋ねいたします。

まず、1つ目の質問として、令和2年3月に提示された御嵩町人口ビジョンに記載されている出生に関する仮定、移動に関する仮定、それぞれの達成状況はいかがでしょうか。

2つ目の質問として、現在御嵩町で実施されている移住促進策は何でしょうか。人口増加に結びつくと思われる子育て支援策も含めて教えてください。

また、人口増加につながる施策として、空き家対策についてもお尋ねいたします。

3つ目の質問として、現在御嵩町で実施されている空き家対策を教えてください。

新型コロナ以降、都市部から地方へ本社機能を移転する企業が増えています。また、御嵩町には障害者向けのグループホームが不足しているとも聞いています。御嵩町に多くある空き家を生かし、都市部の中小企業を誘致したり、グループホームとしての活用を推進することも人口増につながる取組かと思います。

4つ目の質問として、このような単なる移住促進でない柔軟な空き家活用について、町長はどのようにお考えでしょうか。

さらに、新型コロナ以降、テレワークをする人、フリーランスとして活動する人が増加しています。そのような働き方をする人を御嵩町に呼ぶことが、人口増加対策として有効と考えております。

5つ目の質問として、テレワーカー、フリーランサーを増やす施策について、現在行われていること、今後取り組もうとしていることがあれば、教えてください。

1つ目の質問は以上となります。御答弁よろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

総務部長 各務元規君。

総務部長（各務元規君）

それでは、広川議員の質問に町長が御答弁を申し上げる前に、少しお時間をいただきますのでよろしくお願いいたします。

私からは、人口減少対策についてと題しての最初の3つの質問に答えさせていただきます。

御嵩町人口ビジョンは、平成26年に国が策定したまち・ひと・しごと創生長期ビジョンを基に、御嵩町の人口動向や将来人口推計の分析を踏まえた中長期の将来展望を提示したもので、令和2年に改定しています。

人口ビジョン策定時における考え方ではありますが、この先、何も手を打たずにいると人口減少幅は拡大していく。そこで、子育て支援の充実など、施策の実施により出生率を増加させ、雇用の創出や転入促進策などを実施することで人口減少幅を抑えようというものであります。

この御嵩町人口ビジョンには、人口の将来展望を掲げており、出生率に関する仮定として、合計特殊出生率を2030年までに1.8、2040年までに2.07とすること。また、移動に関する仮定として、2040年までに転入・転出をゼロにする目標を掲げています。

それでは、質問の1点目の人口ビジョンに記載されている仮定の達成状況についてです。

御嵩町の合計特殊出生率は、平成21年時点の公表値が1.33であったものが増加傾向にあり、令和2年時点のデータで1.47となっています。この数値は、全国平均の1.43を僅かでありますが上回っている状況です。2030年の仮定値まで差があることから、引き続き施策に取り組んでいく必要があると認識しています。

人口移動による転入転出の状況は、令和3年の転入・転出の差がマイナス14人となっています。前年度の差がマイナス104人であったことから、転入増加及び転出減少の傾向が見られます。一方で、令和元年度はプラス85人の転入増であったことを考えると、各年度の社会情勢等の影響により、転入・転出の変動が大きく変わることも読み取れます。

次に、2点目と3点目の質問については、移住促進策の一つとして空き家対策を行っておりますので、併せて答弁いたします。

町の移住促進策としては、主に空き家活用、移住支援、子育て支援などを行っております。空き家バンク制度は、空き家所有者が登録した物件と空き家などを利用した移住等の希望者をつなぐ制度で、平成26年度から開始しています。令和4年度末までに93件の登録があり、うち56件が成約され、県内外から移住していただいております。この空き家バンクに登録して入居者募集を行おうとする人が、空き家内に残存する家財道具等を処分するための一部費用として、最大10万円を補助する制度もあります。

移住者に対しては、東京圏から御嵩町へ移住する移住者に対する支援金として、単身世帯に60万円、複数人世帯には100万円を補助しています。

子育て支援策としては、今回公約に基づく18歳までの医療費助成制度の事業化を始め、既存制度で育児相談や幼児相談などの子育て支援プログラム、赤ちゃんサークルやがんばりママクッキングなど、子育て・子育てを応援する制度を整備しています。また、移住交流・子育て応援ポータルサイト「みたけ暮らし」を開設しており、移住を検討されている方に向けて、空き家バンク物件、移住者の声の紹介のほか、子育てに役立つ情報などを発信しています。

あわせて、コロナ禍では中止しておりましたが、国や県と連携して首都圏や大阪、名古屋などでイベントブース出展による観光PRと移住相談会を実施し、人口増加につながるよう努めてきたところであります。

以上で、私からの答弁とさせていただきます。

議長（大沢まり子君）

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

私からは、いただいた２点の質問に対して、公約の人口の流出超過を解消しますとした政策方針に基づいて、まとめてお答えをしたいと思います。

新型コロナウイルスの蔓延により行動変容を余儀なくされた人の移動や接触の制限は、ビジネス社会の根幹や働き方を大きく変えてまいりました。リモートワークが急速に進んだことで、ＩＴ環境が整ってさえいれば、企業は都市部に大規模なオフィスを構えなくともビジネスが継続できるようになりました。

私は、選挙公約において、人口対策の具体的なプランとして、ＩＴ系事業所の企業誘致及びＩＴ人材の起業や副業化の支援を掲げております。

まず、ＩＴ系事務所、事業所を含む中小企業の誘致は、広大な敷地と多額な資金を必要とする工場などの企業誘致よりも、企業のＩＴ部門のみを移すようなサテライトオフィス等の開設や大型のオフィスを必要としない中小企業のオフィスは、取得費などコストメリットが高く、空き家を活用した誘致ができる可能性が高いと見込んでおります。

また、議員提案のグループホームの誘致につきましても、事業者のニーズと町が把握している空き家の情報とをマッチングすることで、空き家の有効活用につながるのではないかと考えております。

以上のことから、空き家へ企業などを誘致することは、空き家の解消と雇用機会の創出や経済活性化という両側面に有効であると考えております。今後、事業者のニーズを把握した上で、の空き家と事業者をマッチングしていく取組や、民間事業者が空き家をオフィス、店舗、グループホームなど、それぞれの施設の用途に合わせてリノベーションし、活用しやすくなるような支援策を検討していく必要があるというふうに考えております。

また、リモートワークの定着は企業だけではなく、働く側のライフスタイルを変容させ、都市部を離れてテレワーカーとして田舎に移住しながら仕事を続けていくという働き方、生き方も選択できるようになりました。

実際、御嵩町においても首都圏から２世帯のテレワーカーの移住実績がございます。全国的にも空き家をレンタルオフィス、シェアオフィス、あるいはコワーキングスペースへリノベーションし、田舎にいながら働きやすい環境を整備することで、テレワーカーやフリーランサーなどの移住につなげていく事例が多く見られております。

また、近隣自治体の移住促進として、農家として移住する方が独立できるように支援する取組であるとか、あるいは伝統技術を保存・伝承し、後継する方への奨学金制度、また起業家になりたい方を支援する制度など、地域の個性を生かしながら移住したい方をサポートする施策

が積極的に行われております。こうした先進事例も参考に、その効果を検証し、空き家対策、空き家活用と人口対策につながる御嵩町に合った施策を研究してまいりたいと思います。

〔2番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

2番 広川大介君。

2番（広川大介君）

御答弁ありがとうございました。特に追加の質問はございません。

補足といいますか、質問の中で出ましたグループホームですね。

グループホームに関しては、不足であるというのもそうなんですが、まず介護される方の手助けになることと、あとは入居される方の自立支援になるということと、それから当然、今申し上げたとおり空き家対策になると。あるいは、そこで世話人として働く人の求人が見込めるということもありますので、すごく多くのメリットがあるんですね。なので、この辺は積極的にお考えいただくとよろしいかなと思いました。

では、次の質問に移らせていただきます。

2つ目の質問は、鳥獣被害対策についてです。

上之郷の農家の方、あるいは家庭菜園をやっている方の非常に多くの方から、イノシシの被害についてお聞きしています。野菜を作っても、どうせイノシシに荒らされるだけだからと米作り、野菜作りをやめてしまったという方も少なくありません。それが理由で耕作放棄地になってしまっている田畑も非常に多いです。

農家の方などからお話をお聞きすると、20年くらい前までは大した被害がなかったそうですから、被害の増え方は尋常ではなく、早急に対策を強化しなければ、乗数的に被害が拡大していくものと考えられます。

御嵩町は、鳥獣被害防止計画を定めていますが、近年はコロナなどの影響で計画どおりの活動もできなかったものと推察いたします。

そこで、3つ質問させていただきます。

1つ目は、新型コロナ5類移行後の有害鳥獣駆除についてどのような計画をされているでしょうか。

2つ目の質問としては、御嵩町の猟友会、捕獲隊の立ち位置についてお尋ねします。

地域ごとに多少の違いはあるようですが、一般的には自治体が行う有害鳥獣駆除は地域の猟友会に委託されていることが多いようです。しかし、御嵩町では猟友会ではなく、捕獲隊に委託されているとのことでした。

この現状は、私自身も含め、今後狩猟や駆除活動を行おうとしている人から見ると非常に分

かりにくく、参入しにくい状況かと思います。御嵩町の有害鳥獣駆除の体制が現状に至った経緯と有害鳥獣駆除の推進のためにあるべき分かりやすい理想の姿についてお聞かせください。

また、現状不足している猟師や捕獲隊の隊員を増やしていく必要があると思いますが、その支援としては、狩猟免許取得費用などの金銭的支援、箱わなの貸付けなどの装備の支援、あるいは講習などの教育面の支援が考えられます。

3つ目の質問として、御嵩町は現状どのような支援をしているか、そして今後はどのくらい支援を充実させていくおつもりか、お考えをお聞かせください。

御答弁のほどよろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

建設部長 早川均君。

建設部長（早川 均君）

それでは、広川議員からいただいた御質問にお答えさせていただきます。

3つの御質問であったかと存じます。私からは、1つ目と2つ目の御質問に対し、お答えさせていただきます。

まず、一般的に鳥獣被害とは、鳥獣、鳥やけだものから人畜や農作物に被害を受ける、被害を受けたことを指します。

なお、鳥獣とは、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律で、鳥類または哺乳類に属する野生動物と定義されています。また、被害を与える鳥獣を有害鳥獣と称しており、その例として、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマ、ヌートリア、タヌキ、アライグマ、ハクビシン、カラス、キジバトなどが挙げられるでしょうか。

有害鳥獣による被害は、全国の農山漁村地域において被害が深刻な状況になっており、本町も例外ではありません。鳥獣被害に対処していくことが喫緊の課題となっております。

本町では、法に基づき御嵩町鳥獣被害防止計画を策定し、有害鳥獣の捕獲等に取り組んでいます。

広川議員からの1つ目の御質問は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の有害鳥獣捕獲についてはどのような計画をしているかでございます。

新型コロナウイルス感染症の位置づけは、これまで新型インフルエンザ等感染症として2類相当とされていましたが、本年5月8日から5類感染症となりました。前述の本町における鳥獣被害防止計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度である中、令和3年度はコロナ禍等において捕獲等の活動を自粛しておりましたが、令和4年度から捕獲等活動を再開いたしております。新型コロナウイルス感染症5類感染症移行後における本年度、令和5年度においても、この計画にのっとり有害鳥獣の捕獲等に取り組んでいるところでございます。

なお、本年度の捕獲計画数はイノシシ250頭、ニホンジカ、ヌートリアそれぞれ4頭、アライグマ5頭です。

御嵩町有害鳥獣捕獲隊、各隊員方々の経験に基づき、捕獲対象有害鳥獣を捕獲するにつき、有効と考えられる場所におりを設置するなど、有害鳥獣からの被害防止対策を講じているというところでございます。

続きまして、2つ目の御質問にお答えします。

御質問は、本町の有害鳥獣捕獲等の体制についてです。

町の有害鳥獣捕獲等を御嵩町有害鳥獣捕獲隊が担っている経緯をお尋ねいただいております。

まず、現状から御説明いたします。

本町の鳥獣被害防止計画に基づき、有害鳥獣捕獲等を担っているのは、御嵩町有害鳥獣捕獲隊です。以下、捕獲隊と申し上げます。

捕獲隊が編成された経緯を簡潔に申し上げます。

捕獲隊は、御嵩町被害防止捕獲実施要領により、平成21年度に編成された組織です。平成21年度以前は、御嵩町猟友会、以下猟友会と申し上げますが、本町の有害鳥獣の捕獲等を担っていただいておりますが、平成20年度頃、有害鳥獣による被害、農作物への被害が激増していたということでございます。

そのような状況の中、町内各地域の農業者の皆様方からの様々なお声をいただく中で、町は猟友会に所属する方々のほか、猟友会に所属をしていない町内在住の狩猟免許所有者の方々などに向け、有害鳥獣捕獲等への参加を広く呼びかけました。そこで新たに編成された組織が捕獲隊でございます。その結果として、有害鳥獣の捕獲等に携わっていただける方々が増え、有害鳥獣の捕獲等頭数が平成20年度は33頭であったのが、平成21年度には111頭であったと、大幅に増加したということが残っております。

捕獲隊が編成された平成21年度の隊員数は37名、現時点の隊員数も同じく37名。人の入れ替わりがあり、総数に変動はありませんが、やはり高齢化等の課題は抱えております。

捕獲隊は、本町の鳥獣被害防止に向け、なくてはならない重要な組織です。県内においても、猟友会の枠を超えた組織を編成している自治体は珍しいということでございます。町としては、捕獲隊への入隊をPRさせていただくほか、これまでと同様の支援をしていく考えでおりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

この後、3つ目の質問に対しては町長より御答弁申し上げます。私のほうからは以上とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

広川議員からの3つ目の御質問にお答えをいたします。

御質問は、現状不足している猟師や捕獲隊の隊員を増やしていく必要があるという思いの中、現状どのような支援をしているのかと、あと今後においての支援充実についてでございます。

まず、捕獲隊への現状の支援について御紹介をいたします。

金銭的な支援といたしましては、捕獲隊に入隊し、活動していただく隊員に対し、狩猟者登録時に必要な狩猟税の課税免除措置をしております。

次に、物的な支援といたしましてですが、町が保有等しております、おり163基を捕獲隊に無償貸与しております。

人的な支援といたしましては、有害鳥獣捕獲実績に基づく報告などの事務を町職員がサポートしております。また、捕獲隊や隊員への直接的な支援ではございませんが、農業を営む個人や、それから団体の自主的防衛への支援といたしまして、電気柵、あるいは侵入防止ネットなど、被害防止施設を設置するに当たり、一部補助を行っております。

以上が現状の支援でございます。

続いて、今後の支援でございます。

先ほど建設部長も申し上げましたが、捕獲隊は本町の鳥獣被害防止に向け、なくてはならない重要な組織であると、認識は私も同様に持っております。鳥獣による農作物等への被害は、これまでも目の当たりにしてきたので、その対策は非常に大切であることとの認識もしっかりとございます。

そこで、現状の支援は引き続き行っていくことをベースに、狩猟免許所有者への有資格者講習や情報提供、情報共有の機会をつくるなど、教育面の充実が図れないかと考えております。本町の鳥獣被害防止に向けた取組の方向が、町側の一方通行であっては、対策は円滑に進まないと思います。捕獲隊の皆様との共通認識を持って、今後も取組を進めてまいりたいと考えております。そのためには、どんな支援が真に有効なものかをはじめ、捕獲隊の皆さんの声も聞いていく必要があると思っております。

これまでも、町の担当は捕獲等の現場や会合等の場で捕獲隊員の皆さんからお話を伺ってまいりましたが、諸課題については少しずつ改善してきたと思っておりますが、改めて各地域において活動していただいている御苦労や課題などを伺えればというふうに思っております。その上で、対策についてしっかり検討していきたいというふうに考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

2 番 広川大介君。

2 番（広川大介君）

御答弁ありがとうございました。特に、捕獲隊に至った経緯は大変よく分かり、参考になりました。ありがとうございました。

その上で1つ伺いたいんですが、当初37名で現状37名ということで、人数が増えていないという状況だそうで、増やす施策というのはいろいろ考えていらっしゃるんだと思うんですが、実際、私も去年、狩猟免許を取得したんですね。その際に講習なんかも行ったんですけども、満席なんです。若い方も非常に多くて、単身の女性で受けに来られている方も結構いらっしゃるような状況で、全国的に狩猟のブームというのが来ているように思います。狩猟を題材にしたユーチューブチャンネルが人気になっていたり、狩猟するそのユーチューバーが有名になっていたりとか、そういった現状がございます。

ということは、捕獲隊のPRをしていくと、狩猟を楽しむには御嵩町はいい場所かもしれないということが知らしめられる、それは移住にもつながるのかなという思いがあるんですが、捕獲隊の隊員を募集するPRというのは、どのようにお考え、あるいはどのように取り組まれているか、お聞かせください。お願いします。

議長（大沢まり子君）

建設部長 早川均君。

建設部長（早川 均君）

それでは、再質問にお答えさせていただきます。

これまでに広報紙を使いまして、捕獲の状況であったり、1年間の捕獲の結果であったりの広報、周知はさせていただいてきたというふうに認識はしておるところでございます。

その中で、広川議員御質問の捕獲隊へのPRというところにつきましては、直接的な広報活動というのは少なかったというような認識ではおります。これからの広報活動と報告等を含めて、これからPRの手法についても研究させていただいて、できる限りPRをさせていただくような方向で考えたいと思いますので、何とぞ御理解よろしく願いいたします。

〔2 番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

2 番 広川大介君。

2 番（広川大介君）

ありがとうございます。

私が狩猟ブームを感じているのは、やっぱりネットからなんですよね。ネットから広がるそういう活動というのは、そういう広がる力というのはやっぱり強いと思いますので、ぜひ私が

免許を取るときに、御嵩町の状況はどうなのかなって調べると、当然ホームページにはいろいろ出ているんですけれども、一般的な文字の情報ばかりだったんですね。なので、実際踏み込むとなると実際どうなんだろうという不安な部分もやっぱり私自身もありましたので、その辺り、ネットなんかを活用して分かりやすく、例えば捕獲隊というのは御嵩町の特徴なんだよということが伝わるような分かりやすさがあるとよりよいかなと思いました。

以上で私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（大沢まり子君）

これで、広川大介君の一般質問を終わります。

続きまして、7番 清水亮太君。

7番（清水亮太君）

では、質問させていただきます。

ちょっとマスクをつけたまま、諸事情で、私ちょっと今歯医者通いで口の中がちょっと血だらけになっちゃってるんで申し訳ないです。

では、今回は防災コミュニティセンター南側の土地の活用について、質問させていただきます。

新しい町長になり、初めての一般質問になります。所信表明の前に一般質問を提出する必要があるため、町長の考え方をあまり知らずに原稿を書いております。所信表明の内容とかぶりにくそうなテーマで、以前より気になっていたことから、今回は防災コミュニティセンター南側の土地活用についてお尋ねします。

防災コミュニティセンター南側の土地は、以前は民有地で田であったものを防災コミュニティセンターの機能強化を図るとして、令和2年に町が取得されたものです。こちらは土地開発基金を活用して購入されたもので、令和2年度の調書によると面積は1,091平米のようです。現在は、土が入れられてかさ上げされた土地になっているように見えますが、大きな石がところどころ転がっており、現状ではとてもそのまま利用できる土地にはなっていません。また、土が多く草が繁茂する部分は定期的に草刈りが必要であり、維持管理に労力がかかる土地となっています。率直に言えば、土地を活用できていない状況が3年近く続いており、防災コミュニティセンターの機能強化には至っていない状態です。こういった状態であることから、地元などから草刈りや土地整備の要望も出ているように聞いています。

防災コミュニティセンターは、大災害が発生した場合に自衛隊やボランティアなどが利用することが想定されており、支援物資の搬入も見込まれております。そういった場合、現在の防災コミュニティセンターの規模では不十分ではないかという声は以前より出ており、実際に町も行政懇談会でその旨回答もされています。

災害は、町の事情に関わらず起こってしまうものです。現状で大きな地震などの大災害が起こってしまった場合は、支援物資の受入れのために土地の草刈りをして、転がっている大きな石をどけるという作業をしなければならない可能性すらあります。平時より、災害時の備えとして防災コミュニティセンターの機能強化を随時図っていかなければなりません。

また、防災コミュニティセンターで行政懇談会などのイベントを行う際には、防災コミュニティセンターの駐車場だけでは不足、上之郷公民館の駐車場を借りる状態にあるようです。反対に上之郷公民館の盆踊りなどのイベント時には、防災コミュニティセンターの駐車場がいっぱいになり、周辺の民有地まで借りなければならない状態にあるようです。相互に駐車場を貸し合い、またそれでも足りないこともあることから、未整備の土地を駐車場として整備を望む声もあります。

今日まで3年近く土地の整備が進まなかったことにどのような補助、あるいは交付税措置を利用するかが決まらなかったことが考えられます。有利な財源を確保することは、とても重要であると私も考えます。しかしながら、一方で適切な補助メニューが見つからなかったり、ほかの政策も含め、政策方針が定まらなかったり、優先順位が低くなれば整備が進まない状況になるように思います。どのようなメニューの財源を利用するかで、おのずと土地の活用方法が決まるものと思います。防災機能強化にのみ特化するのか、あるいは防災機能を損なわないように遊具は設置せず、子供たちが遊べる広場であり、臨時の駐車場などの多機能的な活用も考えられます。

土地を購入した時点で土地開発基金を活用したことから、あらかじめ防災やまちづくりといった使途に制約がかかる補助金や地方債は使っておらず、幅広い活用策を描くことができる状態であると思います。土地は既にある状態です。町政の総点検や車座懇談会を随時行っていることから、町長は政策を柔軟に考えている時期であると思います。

2点質問いたします。

1点目、どのような活用策を考えておられますか。

2点目、どういったスケジュールで土地整備を行っていきますか。

以上2点、御答弁をお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

総務部長 各務元規君。

総務部長（各務元規君）

それでは、清水議員の質問に町長が御答弁を申し上げる前に少しお時間いただきますので、よろしく願いいたします。

私からは、防災コミュニティセンター南側の土地の活用についてと題しての質問に係るこれ

までの経緯について触れさせていただきます。

防災コミュニティセンターは平成28年度に完成し、翌年度から供用を開始しております。令和元年度に議会が開催した上之郷地区意見交換会の際、南側の土地については、議員から御説明いただいたとおり、参加住民からの駐車場用地として活用を求める意見を受けて、議会より活用の要望を提出いただいております。

この要望を受け、支援物資受入れスペースやボランティアの宿泊テントスペースなどとして活用できると判断し、有利な財源を取捨選択できるよう土地開発基金を活用して取得しております。令和2年度に入り、亜炭鉱跡対策事業のプラントで使用した礫質土が不要となったことから、運搬や転圧を含めて無償で搬入し、簡易な造成を行い、現在に至っております。

この土地の活用につきましては、駐車場のほか、子供たちの遊び場、テントの設営、防災キャンプや防災教室が実施できるようになど多機能な利活用の検討とそれに応じた財源メニューを探してまいりました。最終的には、整備するに当たっては、有利な財源は制度の終了が令和7年度に迫る緊急防災・減災事業債しか見込みがないと判断しています。

以上がこれまでの経緯であり、私からの答弁とさせていただきます。

議長（大沢まり子君）

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

私からは、総務部長が答弁いたしましたこれまでの当該地の取得経緯を踏まえ、今後の当該地の活用方法についてお答えさせていただきたいと思います。

まず、1点目の土地の活用策についてでございます。

今まで検討してきました結果、有利な財源が緊急防災・減災事業債でしかなかったということでございます。この起債を活用するに当たり、必要な要件を具備するためにはいろいろな制約がございます。

例えば、防災コミュニティセンターが大規模災害時にはボランティア活動拠点であるボランティアセンターとして機能することになりますが、ただ単に応援職員や支援物資の受入れに必要なスペースを確保するといったボランティアセンターの機能拡張を目的としただけでは、要件を具備することはできません。また、子供たちの遊び場、平時には児童・生徒を対象とした防災教室が実施できるようなスペースをつくるだけでは、緊急性を重んじたこの起債を活用することはできません。

そこで、御嵩町地域防災計画に位置づけられている防災コミュニティセンターの一時避難所機能の強化を図るという目的で、野外テントなどを設置できる拠点避難地として整備するとともに、屋外照明などを新たに設置し、多目的な活用が見込めるようなアスファルト舗装を実施

していきたいと考えております。

次に、2点目の土地整備のスケジュールについてでございます。

年内に規模や金額などの方針を固めまして、令和6年度当初予算に整備費を計上し、同年度中に実施していきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

7番 清水亮太君。

7番（清水亮太君）

びっくりするぐらい再質問ないので、完璧な答えだと思いますので、私これで終わります。
ありがとうございました。

議長（大沢まり子君）

これで、清水亮太君の一般質問を終わります。

散会の宣告

議長（大沢まり子君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は明日9月15日の午前9時より開会いたします。

これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後2時09分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 大 沢 ま り 子

署 名 議 員 鈴 木 秀 和

署 名 議 員 清 水 亮 太